

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 令和元年10月31日
- 【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)
S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 デュブティ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 小林 央明
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り
287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ニッセイ・ケイマン・トラスト
- JPX日経400ジャパン・ファンド
(Nissay Cayman Trust
- JPX Nikkei 400 Japan Fund)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
米ドル建 米ドルヘッジクラス
30億アメリカ合衆国ドル(約3,194億円)を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、
2019年8月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲
値(1米ドル=106.46円)による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ニッセイ・ケイマン・トラスト

- JPX日経400ジャパン・ファンド

(Nissay Cayman Trust

- JPX Nikkei 400 Japan Fund)

(注1) JPX日経400ジャパン・ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるニッセイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、上記のサブ・ファンドのみにより構成されている。

(注2) 日本において、サブ・ファンドの名称の表記として、「ニッセイ・ケイマン・トラスト」を省略することがある。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

サブ・ファンドの米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券(以下「ファンド証券」または「受益証券」という。)は、記名式無額面受益証券で、すべて同一種類である。

受益証券について、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は、追加型である。

(3)【発行(売出)価額の総額】

30億米ドル(約3,194億円)を上限とする。

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2019年8月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.46円)による。以下、米ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとする。

(注2) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、受益証券は米ドル建であるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4)【発行(売出)価格】

管理会社により申込みが受諾された取引日における受益証券1口当たり純資産価格

なお、発行価格に関する照会先は、後記「(8) 申込取扱場所」に同じ。

(注) 「取引日」とは、営業日をいう。「営業日」とは、()ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京において、国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日(12月24日を除く。)で、かつ()東京証券取引所が取引を行っている日、ならびに/または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

(5)【申込手数料】

発行価格の3.30%(注)(税抜3.00%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。

(注) 手数料率は、手数料率(税抜)にかかる消費税および地方消費税に相当する料率(10%)を加算した料率を表記している。

(6)【申込単位】

1,000米ドル以上0.01米ドル単位

ただし、適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、上記の申込単位を変更することができる。また、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。具体的な申込単

位については、日本における販売会社(以下に定義される。)または販売取扱会社(以下に定義される。)に照会のこと。

申込単位には、申込手数料(税込)が含まれる。

(7)【申込期間】

2019年11月1日(金曜日)から2020年10月30日(金曜日)まで

ただし、取引日に限り、申込みの取扱いが行われる。また、管理会社が別途定める場合には、取引日であっても申込みの取扱いが行われないことがある。

(注1)日本における販売会社が定める申込締切時間(原則として取引日の午後3時(日本時間))までに受領されたものを当日の申込みとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

(注2)申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(8)【申込取扱場所】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(以下「日本における販売会社」または「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。)

ホームページ・アドレス <https://www.sc.mufg.jp/>

(注)日本における販売会社または販売取扱会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(9)【払込期日】

各取引日につき日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)(以下、サブ・ファンドの保管会社としての同社を「保管会社」という。)のサブ・ファンドの口座に、適用される取引日から起算して5営業日目の日(以下「払込期日」という。)までに米ドルで払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については後記「(12)その他 申込みの方法」を参照のこと。

(10)【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じ。

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12)【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

(イ)管理会社は、日本における販売会社との間で受益証券販売・買戻契約を2015年6月17日付で締結している。

(ロ)日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(注)販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいう。以下同じ。

(ハ)管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注)代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務を行う協会員をいう。以下同じ。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社

は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い米ドルにより支払われる。

投資者は、原則として、国内約定日から起算して4国内営業日目までに(ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。)、日本における販売会社または販売取扱会社に対して申込金額および申込手数料を支払う。日本における販売会社は、払込期日に、保管会社のサブ・ファンドの口座に米ドルで申込金額の総額を払い込む。

(注)国内約定日とは、申込みまたは買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、管理会社により申込みまたは買戻しの注文が受諾された取引日の翌国内営業日)をいう。以下同じ。

国内営業日とは、日本において銀行が営業している日をいう。以下同じ。

日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

J P X日経400ジャパン・ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)は、2015年6月10日付信託証書により設立されたニッセイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドとして、2015年6月10日付信託証書補遺により設立された、ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラストである。エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)は、ファンドおよびサブ・ファンドの受託会社として業務を行う。ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)は、ファンドおよびサブ・ファンドの管理会社として業務を行う。本書の日付現在、ファンドは、サブ・ファンドのみで構成されている。

サブ・ファンドの表示通貨は米ドルである。

サブ・ファンドの信託金の限度額は20億米ドルである。

ファンドの性格

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

ファンドの各サブ・ファンドは、独立した法主体ではなく、受託会社は、各サブ・ファンドの資産および負債を分別するよう最善の努力を行うが、ケイマン諸島法上、いずれか一つのサブ・ファンドに帰属する資産を他のサブ・ファンドの資産から分別することを保証することは不可能である。

管理会社は、サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に対して通知することにより、払込日以後の各取引日に、保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、関連する取引日における受益証券1口当たり純資産価格である。

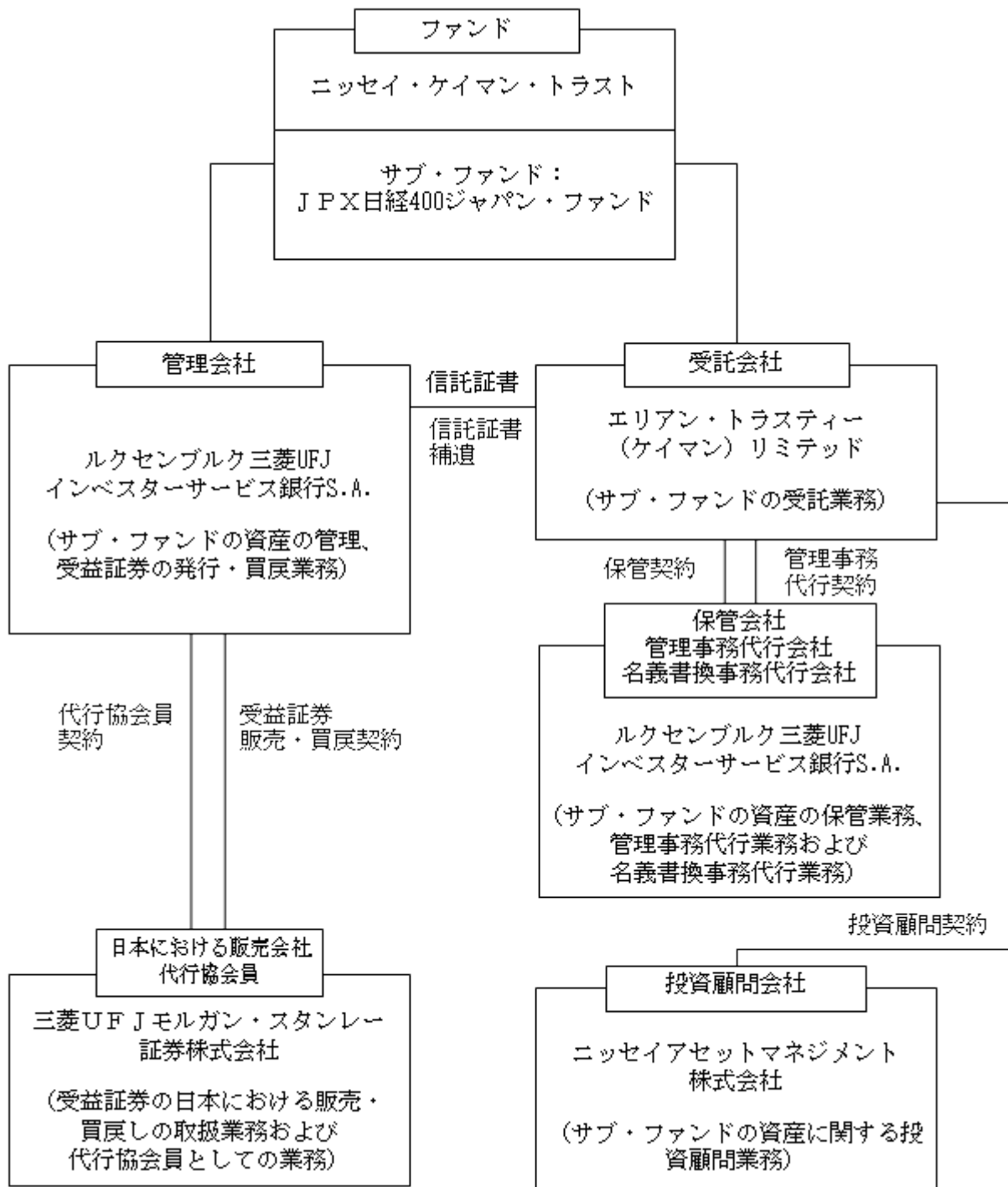
サブ・ファンドは、早期に終了する場合を除いて、2025年8月8日に終了する。

(2)【ファンドの沿革】

1974年4月11日	管理会社設立
2015年6月10日	信託証書および信託証書補遺締結
2015年7月24日	サブ・ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社 名義書換事務代行会社	2015年6月10日付で信託証書および2015年6月10日付で信託証書補遺(以下、総称して「信託証書」という。)を受託会社と締結。信託証書は、サブ・ファンドの資産の管理、受益証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンドの終了等について規定している。 2015年6月15日付で保管契約(注1)を受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンド資産の保管業務について規定している。 2015年6月12日付で管理事務代行契約(注2)を受託会社と締結。同契約は、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務について規定している。
エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee(Cayman) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、サブ・ファンドの資産の管理、受益証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンドの終了等について規定している。
ニッセイアセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2015年6月18日付で投資顧問契約(注3)を受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2015年6月17日付で管理会社との間で代行協会員契約(注4)を締結。同契約は、代行協会員としての業務について規定している。 2015年6月17日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻し契約(注5)を締結。同契約は、受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務について規定している。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、サブ・ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務代行業務を提供することを約する契約である。

(注3) 投資顧問契約とは、受託会社によって任命された投資顧問会社が、受託会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻し契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

(ロ) 事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

(ハ) 資本金の額(2019年8月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約199億円)

発行済株式総数 5,051,655株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(ニ) 会社の沿革

1974年4月11日	設立
2006年1月1日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに変更
2007年4月2日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更
2016年5月1日	会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

(ホ) 大株主の状況

(2019年8月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,002,575株	99.03%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立されており、ファンドは、ケイマン諸島の信託法(2018年改訂)(以下「ケイマン諸島信託法」という。)に基づき登録されている。ファンドは、また、ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2019年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制されている。

準拠法の内容

(イ) ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。更に、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の投資信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には無期限に存続できる。

サブ・ファンドは、早期に終了する場合を除いて、2025年8月8日に終了する。

免除信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ロ) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」の項を参照のこと。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁に対する開示

サブ・ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がサブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に提出しなければならない。

サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- () 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

() 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとする意図していること。

- ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
- 金融庁法(2018年改訂)(以下「金融庁法」という。)
- マネー・ロンダリング防止規則(2018年改訂)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)
- 認可条件

サブ・ファンドの監査人は、ケーピーエムジーである。サブ・ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を任命しなければならないが、毎年4月30日に終了する会計年度の監査済会計書類を6か月以内にCIMAに提出する。第一回の監査済年次財務書類は、2016年4月30日までの期間について作成された。

(ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度末は、毎年4月30日である。会計書類は、ルクセンブルグで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に従って作成される。会計年度末から通常3か月以内に、監査済会計書類が作成され、また、半期末から3か月以内に、未監査半期会計書類が作成される。監査済会計書類の写しは、サブ・ファンドの帳簿に記載された登録住所宛で受益者に対して送付される。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、サブ・ファンドの財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、サブ・ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容およびその理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

受託会社および管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知っている受益者に交付される。運用報告書(全体版)は、管理会社のために代行協会のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付される。

ホームページ アドレス <https://www.sc.mufg.jp/>

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、ファンド(および受託会社)は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの免許および監督に服し、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドおよびサブ・ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドおよびサブ・ファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドおよびサブ・ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならない。CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、成長が期待される日本企業の株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことである。

投資方針

ファンドの投資方針は以下のとおりである。

特色
1

日本企業の株式を投資対象とし、信託財産の成長をめざす。

- JPX日経インデックス400構成銘柄および同指数に採用が見込まれる銘柄の中から、株価上昇が期待される銘柄に厳選して投資を行う。

特色
2

銘柄選定にあたっては、ROEの水準および変化、利益の水準および変化等に着目し、経営効率に優れ利益成長力を有する銘柄に投資を行う。

中長期的観点から「JPX日経インデックス400(配当込み)」を上回る投資成果の獲得をめざし、株式運用を行う。

- 当ファンドの株式運用は、ニッセイアセットマネジメント株式会社が行う。

特色
3

円建て資産について、原則として米ドルヘッジ(「円売り/米ドル買い」の為替取引)を行い、為替変動リスクの低減を図る。

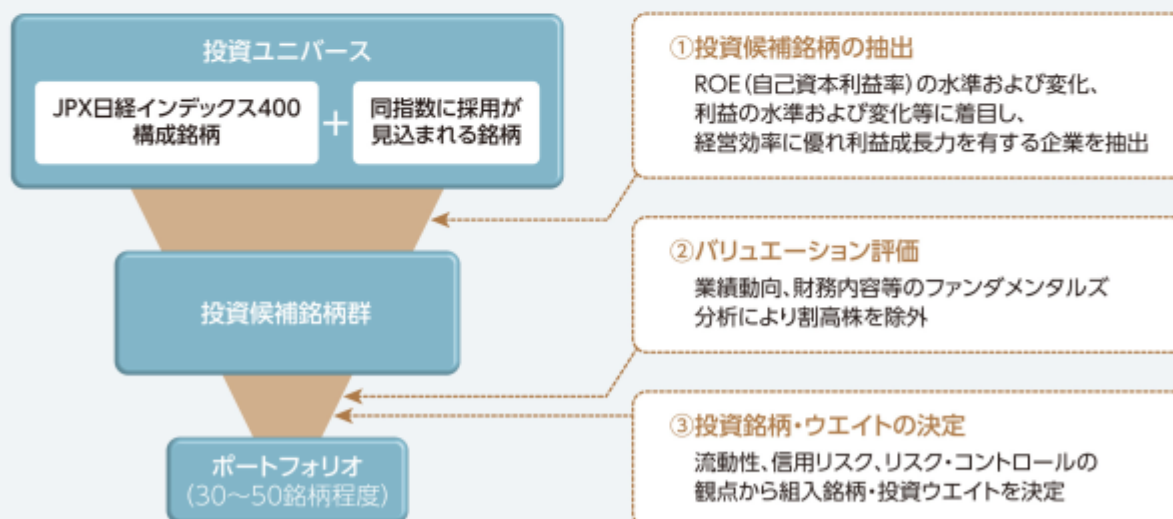
- 主に通貨間の金利差要因による為替ヘッジプレミアム/為替ヘッジコストが生じる。
- 当ファンドのベンチマークは、「税引後配当込JPX日経400ドルヘッジ指数」である。

特色
4

原則として年2回分配を行う。

- 管理会社は、2016年2月以降、毎年2月10日および8月10日(ただし、当該日が営業日でない場合には翌営業日)に分配を宣言することができる。

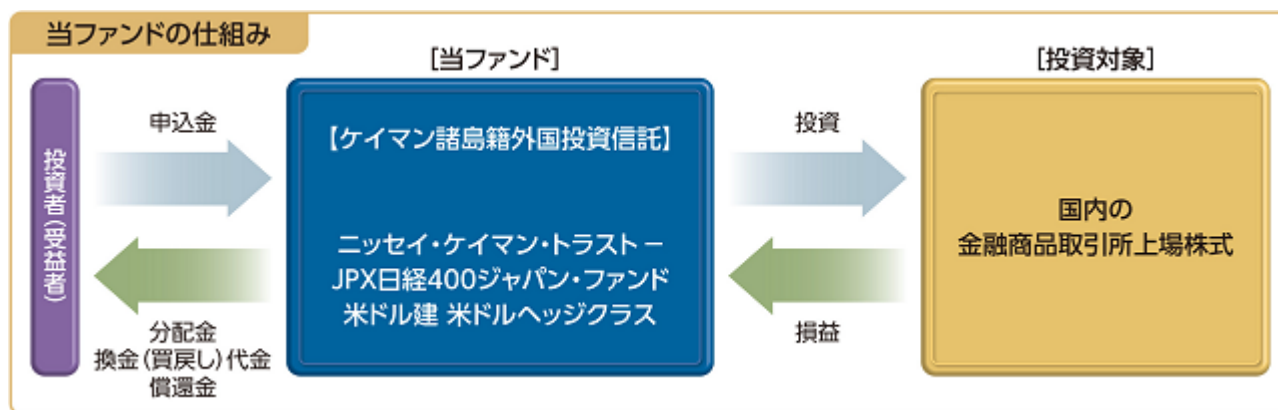
運用プロセスイメージ



当ファンドの株式運用にあたっては、JPX日経インデックス400構成銘柄に限定することなく、同指数に採用が見込まれる銘柄も投資対象とする。また、同指数から除外された銘柄でも、将来的に同指数に採用が見込まれる際は投資対象とする。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合がある。

<サブ・ファンドの仕組み>



J P X日経インデックス400は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所（以下、総称して「J P Xグループ」という。）ならびに株式会社日本経済新聞社（以下「日経」という。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、J P Xグループおよび日経は、J P X日経インデックス400自体およびJ P X日経インデックス400を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。

J P X日経インデックス400を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全てJ P Xグループおよび日経に帰属している。

サブ・ファンドは、管理会社等の責任のもとで運用されるものであり、J P Xグループおよび日経は、その運用およびサブ・ファンドの取引に関して、一切の責任を負わない。

J P Xグループおよび日経は、J P X日経インデックス400を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負わない。

J P Xグループおよび日経は、J P X日経インデックス400の構成銘柄、計算方法、その他J P X日経インデックス400の内容を変える権利および公表を停止する権利を有している。

銘柄選定に関する投資ガイドライン

受託会社は、サブ・ファンドの日本株のポートフォリオについて一任運用を行う投資顧問会社として、ニッセイアセットマネジメント株式会社を任命している。投資顧問会社は、以下に記載する選定基準にしたがって日本株のポートフォリオについて運用を行う。

投資顧問会社は、日本株のポートフォリオに関する財務状態に重大な影響を及ぼすかまたは金融商品取引法もしくは日本証券業協会の外国証券取引に関する規則において規定される選別基準に違反することになるような日本株の選定に関する投資ガイドラインの違反を認識した場合、受託会社に報告し、また、受益者の利益を考慮して当該違反から30日以内に当該違反を解消するために適切な対応を行い、実務上可能な限り速やかに投資ガイドラインを遵守する状態を回復することを承諾している。

投資顧問会社は、サブ・ファンドのために以下の投資資産を組み入れる。

- 日本の証券取引所に上場している日本株
- 日本の会社により発行された新株予約権
- 日本の会社により発行された社債（転換社債を含む。）
- 日本の政府機関債
- 日本の優先株

満期が1年未満の日本の証券（定期預金および日本の政府機関により発行された証券、日本の（BBB - 格以上の）投資適格社債、コマーシャル・ペーパー（CP）（アセット・バック・コマーシャル・ペーパーは除きます。）、定期預金証書（CD）、銀行短期利付資金および銀行引受手形を含む。）

日本で上場している上場投資信託(ETF)および不動産投資法人(J-REIT)を含む、その他の集合投資スキーム

投資顧問会社は、株主資本利益率(ROE)および営業利益の水準および変化に基づき成長が期待される日本株のポートフォリオを構築し、また、経営効率に優れ利益成長力を有する日本株に投資する。投資顧問会社は、中長期的観点から「JPX日経インデックス400(配当込み)」を上回る投資成果の獲得を目指す。しかしながら、このベンチマークを達成できる保証はない。

投資顧問会社は、原則として以下のガイドラインにしたがってサブ・ファンドの日本株のポートフォリオを運用する。

集中投資制限

発行体単位の集中：純資産価額の10%を超える単一の発行体の株式またはREITへの投資は行わない。

通貨エクスポージャー

組入資産は原則として円建であるが、米ドルに対する為替変動リスクを減少させるために保管会社により(円を売り米ドルを買う)外国為替取引が原則として行われる。

金融商品取引法の遵守

投資顧問会社は、投資対象の購入、投資および追加の結果、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」(金融商品取引法第2条第2項各号に規定される有価証券とみなされる権利を除く。)の定義に該当しない資産がサブ・ファンドの純資産総額の50%超を構成することとなる場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。

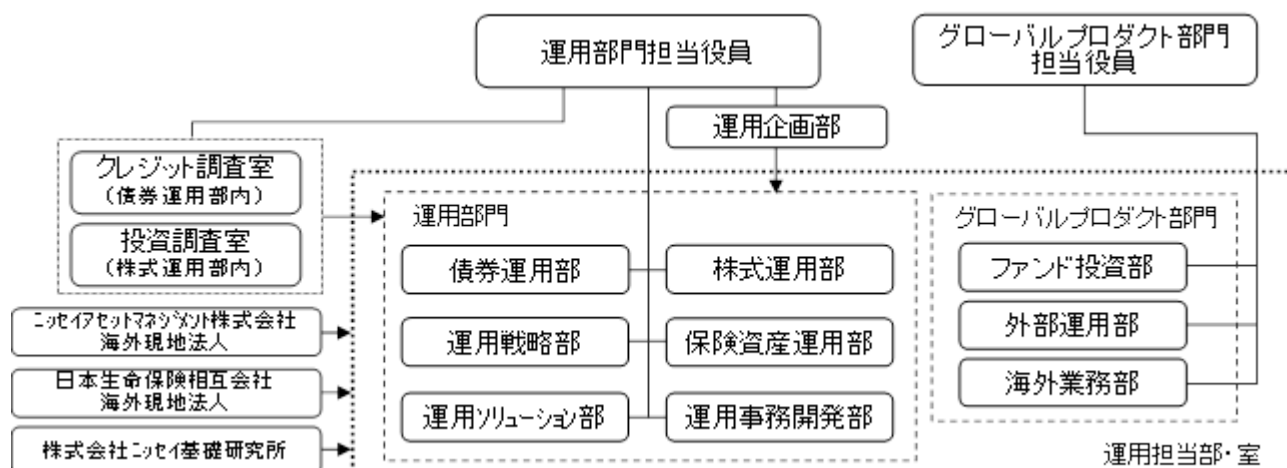
サブ・ファンドが収益を出す保証はない。サブ・ファンドが収益を出さない場合、受益者はキャピタル・ゲインまたはインカム・ゲインを収受することができず、また、受益証券の買戻しにより受益者が受領する買戻代金はゼロ(零)または受益者の当初の投資金額を下回る可能性がある。さらに、ファンドは、ポートフォリオ全般について分散投資を行う効果的な手段とはなり得ない。

(2) 【投資対象】

前記「(1)投資方針」の項を参照のこと。

(3) 【運用体制】

受託会社は「ニッセイアセットマネジメント株式会社」(投資顧問会社)に運用を委託している。
投資顧問会社における運用体制は以下のとおりである。



○サブ・ファンドの運用は、投資顧問会社の「株式運用部」が行う。

上記運用体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

(4) 【分配方針】

管理会社は、投資顧問会社と協議の上その裁量により、経費控除後の利子収入、配当金またはその他の収益、売買益(評価益または未実現利益を含む。)および分配可能な元本から、2016年2月以降(または、管理会社が決定するこれより後の年および/または月以降)、毎年2月10日および8月10日(ただし、当該日が営業日でない場合には翌営業日)に分配を宣言することができる。

分配は、その宣言日(同日を含む。)から5営業日以内に受益者に対して行われるものとする。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

(5) 【投資制限】

管理会社、受託会社または投資顧問会社は、サブ・ファンドのために以下の取引を行うことはできない。

- () 管理会社または管理会社の取締役を相手方とする取引を行うこと
- () 管理会社またはサブ・ファンド以外のいずれかの者に利益をもたらすことを意図された取引を行うこと
- () 投資会社でない単一の会社につき、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される、議決権が付与されている当該会社の株式の総数が、当該会社の株式を取得することにより、議決権が付与されている当該会社のすべての発行済み株式の総数の50%を超える場合において、当該会社の株式を取得すること
- () 未上場であるか、または、即時に換金できない投資対象について、サブ・ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近の入手可能な純資産価額の15%を超える場合において、かかる投資対象を取得すること
- () 受益者の利益を害するか、または、サブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引(管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含むが、これに限定されない。)を行うこと
- () 有価証券を空売りすること
- () 下記の「借入れ」の項に記載される借入方針に従って行われる借入れ以外の借入れを行うこと

- () 単一の発行体の株式または受益証券の価額(以下「株式エクスポージャー」という。)が、純資産価額の10%を超える場合(かかる株式エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。)、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保有すること
- () デリバティブのポジションからある単一のカウンターパーティーに対して生じるネット・エクスポージャー(以下「デリバティブ・エクスポージャー」という。)が、純資産価額の10%を超える場合(かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。)、単一のカウンターパーティーに対してデリバティブのポジションを保有すること
- () 単一の法主体によって発行され、組成され、または、負担される有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分(以下これらを「債券エクスポージャー」という。)の価額が純資産価額の10%を超える場合(かかる債券エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。)、() 有価証券(上記()に記載される株式または受益証券を除く。)() 金銭債権(上記()に記載されるデリバティブを除く。)および() 匿名組合出資持分を保有すること(注:担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができる。)
- (x) 単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーが合計で純資産価額の20%を超える場合、単一の発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または、単一の発行体もしくはカウンターパーティーに対してポジションを保有すること
- (x) 管理会社が定めた合理的な方法により算出した額がサブ・ファンドの純資産価額を超えることとなる場合においてデリバティブ取引等を行うこと(注:サブ・ファンドはヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等を行うため、投資制限の目的上、簡便法(デリバティブ取引等の想定元本がサブ・ファンドの純資産価額を超えないように管理する方法)は管理会社が定めた合理的な方法と解される。)

借入れ

原則として、残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止される。ただし、サブ・ファンドが他のサブ・トラスト、投資ファンドまたはその他の種類の集合投資スキームと併合する場合等、特別の状況において一時的に当該上限を超えることは許容される。

クロス取引

受託会社または投資顧問会社は、ファンドの他のサブ・トラストとの間でサブ・ファンドの勘定の証券の売買を行わない。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

サブ・ファンドの受益証券への投資は、高度のリスクを伴うものであり、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資者によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証や、サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資はリスクを伴う。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が達成される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負担する能力を有する、投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドは株式に集中的に投資するため、特定のポートフォリオには不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的なリスクについて言及するものである。以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全な記載ではないが、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に検討されるべきである。

サブ・ファンドの主なリスク要因

以下は、主要なリスク要因および勘案事項であるが、すべてのリスク要因および勘案事項の完全な記載ではなく、また、リスク要因および勘案事項は以下に限定されない。

受益証券1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動およびその他の要因により上下する。また、組入有価証券の発行体の経営または財務の状況の変化およびそれらに関する第三者評価の影響を受ける。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資者は、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがある。運用による損益はすべて投資者に帰属する。

サブ・ファンドに対する投資には、高度のリスクが伴う。サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、受益者が自己の投資額のすべてまたは実質的にすべてを失わないという保証もない。

為替変動リスク

サブ・ファンドは、主として日本円建ての資産に投資する。為替リスクを抑える手段として、日本円建ての組入資産について、原則として、米ドルに対する外国通貨ヘッジ取引を行う。しかし、完全に為替リスクを排除することはできない。

米ドルの金利が日本円の金利よりも低い場合、サブ・ファンドは、これらの金利の差額をヘッジコストとして負担し、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

円貨からの投資に伴う為替変動リスク

当初、日本円により米ドル建サブ・ファンドの受益証券に投資した場合には、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が米ドル建では下落していない場合でも、外国為替相場の変動によっては、買戻時の日本円での受取額が日本円での当初の投資金額を下回ることがある。

株価変動リスク

サブ・ファンドが投資する株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動することがある。株式の価格の変動は、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。

信用リスク

サブ・ファンドが投資している有価証券の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化により、受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券または他の金融商品を購入または売却しようとする際に、買い需要がないために売却不可能、または売り供給がないために購入不可能となるリスクをいう。例えば、有価証券または他の金融商品の市況動向、流通の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を実勢価格よりも低い価格で売却しなければならないことがあり、かかる場合には、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となることがある。

一般的リスク

純資産価額の計算

純資産価額は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則、または受託会社が随時書面により合理的に指定するその他の一般に認められた会計原則もしくは会計基準に従って決定される。サブ・ファンドの特定の直接的または間接的投資対象について、正確な評価であると受託会社またはその委託先が合理的に考えた価格が後日不正確であったことが判明した場合、受託会社またはその委託先のいずれも何らの責任を負わない。

多額の買戻しの影響

短期間における多額の買戻しがあった場合、サブ・ファンドの取引ポジションの相当部分を著しく不利な条件で清算することが必要となることがある。

受託会社および管理会社の限定的な役割

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有する。しかし、管理会社および受託会社のかかる活動を管理する能力は、限定的なものである。管理会社および受託会社の役割は、サブ・ファンドの投資活動に対する積極的な関与ではない。

損失リスク

サブ・ファンドに対する投資には、投資額のすべてが失われる可能性を含む、高度のリスクが伴う。

保証がないこと

サブ・ファンドの資産についての投資目的または投資戦略の実行が、受益者に損失を与える結果を招くことはないという保証はない。

取引相手方およびブローカー

サブ・ファンドまたは委託先がサブ・ファンドのために取引または投資する金融機関および取引相手方(銀行および証券会社を含む。)が、財務上の困難および該当するサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するために取引相手方に対して担保を差し入れることがある。

法律顧問

受託会社、管理会社ならびにそれらの委託先および/または関連会社の一部(以下、総称して「ファンド関係当事者」という。)は、彼らに助言をする法律顧問(複数の場合もある。以下、総称して「顧問」という。)を任用している。顧問はまた、他のファンド関係当事者の法律顧問として行為することもある。ファンド関係当事者の代表と関連して、顧問は、受益者を代表しない。いずれの独立の法律顧問も受益者を代表するためにサブ・ファンドにより任用されているものではない。

補償リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、投資顧問会社、監査人およびその他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々は、一定の状況において、該当するサブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。

監査人の責任の限定

ケイマン諸島の法律は、監査人が自らの責任を限定する能力を制限していないため、監査人と締結した監査契約書において、かかる責任限定が規定されることがあり、また、一定の場合に監査人を補償する規定が置かれることもある。

追加的な政府または市場の規制の可能性

近年の市場の崩壊およびオルタナティブ投資戦略に割り当てられる資本の劇的な増加により、一般的に、政府および「ヘッジファンド」業界の自主規制による監視が増加した。業界に対して定期的により厳格な規制を課す法制度が、多くの法域における政府機関によって検討されている。サブ・ファンド、またはサブ・ファンドが取引および投資を行う市場もしくは取引を行う相手方に将来的に適用される規制が制定される場合、その変更を予測することは不可能である。かかる規制は、サブ・ファンドの受益者の身元確認に関する透明性を高めることを要求する可能性があるだけでなく、サブ・ファンドの潜在的な利益に対し悪影響を及ぼす可能性がある。

法律、税務および規制に係るリスク

サブ・ファンドの存続期間中に法律、税務および規制の変更が生じる可能性があり、かかる変更は、サブ・ファンドに対して悪影響を及ぼすことがある。例えば、デリバティブ商品の規制環境および税務環境は進展しており、デリバティブ商品に対する規制または税務の変更は、サブ・ファンドが保有するデリバティブ商品の価値およびサブ・ファンドの取引戦略を追求する能力に対して悪影響を及ぼすことがある。同様に、高レバレッジの投資者に対する規制環境も進展しており、高レバレッジの投資者に対する直接的または間接的な規制の変更は、サブ・ファンドがその取引戦略を追求する能力に悪影響を及ぼすことがある。

租税に関する情報の交換

ケイマン諸島は、国際的に合意された透明性および租税目的の情報交換に関する基準に全般的に適合すると経済協力開発機構(以下「OECD」という。)が認めている法律上および規制上の制度を導入している。更に、ケイマン諸島は、現在、OECDにより、国際的に合意された租税基準(OECDがOECD非加盟国と協力して策定し、G20財務相および租税問題における国際協力に関する国連専門家委員会により承認された。)を十分に導入している法域として取り扱われている。国内の課税利益要件または租税目的の銀行守秘義務にかかわらず、国内の税法の運用および執行のためにあらゆる租税問題に関する要請に基づく情報交換を行うことを要求する当該基準の導入により、ケイマン諸島は、二国間租税情報交換協定を多数締結しており、更にケイマン諸島が他の特定の法域に対し要請に基づいて関連する情報を提供する片務的な仕組みも制定している。したがって、サブ・ファンドの各受益者は、当該協定(ケイマン諸島またはその他の関連する法域で採用されている場合、当該時点における国際基準に適合するよう随時拡張または変更される。)に従い、受益者および/または受益者によるサブ・ファンドに対する投資に関連する情報が関係する税務当局に提供される場合があることに留意すべきである。

株価の変動リスク

サブ・ファンドは、株式に投資する。かかる株式の価値は、個別企業の活動および業績に応じて、または一般市況および経済状況もしくはその他の事象により、時には著しく変動することがある。投資対象の通貨がサブ・ファンドのクラスの通貨以外の通貨建てである場合、為替相場の変動により、価格が変動することもある。

通貨リスクおよび通貨ヘッジのリスク

サブ・ファンドは、将来において、異なる通貨建ての、または異なる通貨に対してヘッジされる追加の受益証券のクラスを設定することができる。ヘッジには、ヘッジを行う取引相手方によるデフォルトの可能性を含む特別なリスクが伴う。更に、ヘッジ対象通貨の価値が米ドルに対して下がることがあり、これにより損失を被ることがある。

クラス間における債務負担

サブ・ファンドの受託者が、サブ・ファンドの受託者としての地位のみにおいて、ファンドの特定のサブ・ファンドに関して負担する債務は、当該サブ・ファンドの受益権を表章する受益証券に割り当てられる。複数のサブ・ファンドに帰属する資産および債務は、サブ・ファンドの受託者の決定するところに従い、公正かつ合理的な方法で、各々のサブ・ファンド間、したがって、当該資産および債務が帰属する各々のサブ・ファンドを構成するクラス間で割り当てられる。ただし、ケイマン諸島の法律においては、各サブ・ファンドまたはクラスは、別個の法主体ではない。いずれか一つのサブ・ファンドまたはクラスに帰属する資産をその他のサブ・ファンドまたはクラスの資産から分離することを保証することはできない。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定(以下「US IGA」という。)に調印した。また、ケイマン諸島は、80か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」という。)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則(総称して、以下「AEOI規則」という。)が発行された。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局(以下「TIA」という。)は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表した。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・デリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。但し、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義される。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではない。ファンドは、いずれの非報告金融機関免除に依拠することを予定してはならず、したがって、すべてのAEOI規則の要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、ファンドは特に、() (US IGAに該当する場合のみ) グローバル仲介人識別番号(以下「GIIN」という。)を取得するために米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)に登録すること、() TIAに登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をTIAに通知すること、() CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・デリジェンスを実施すること、および() かかる報告対象口座に関する情報をTIAに報告することを義務付けられている。TIAは、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(例えば、米国報告対象口座の場合はIRS)に対し、TIAに報告された情報を自動的に送信する。

ファンドに対して課される可能性のある源泉徴収税の詳細については、米国税に関する開示も参照のこと。

ファンドへの投資および/またはファンドへの投資の継続により、投資者は、ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを承認したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しを含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

リスク開示の制限

リスク要因の前記リストは、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な列挙または説明というわけではない。

受益者となる予定の者は、サブ・ファンドに関する本書全体および信託証書を読むべきであり、サブ・ファンドに投資を行うか否かを決定する前に自己の投資、法務、税務、会計およびその他のアドバイザーに相談するべきである。更に、サブ・ファンドの投資プログラムは時間の経過とともに展開し、変化するため、サブ・ファンドへの投資は更なる様々なリスク要因にさらされることがある。

(2) リスクに対する管理体制

投資顧問会社におけるリスクの管理体制は以下のとおりである。

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行う。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的開催される会議で報告する。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっている。

なお、サブ・ファンドは、ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等を行うため、管理会社は簡便法(デリバティブ取引等の想定元本がサブ・ファンドの純資産価額を超えないように管理する方法)によりリスクを管理する。

(3) リスクに関する参考情報

グラフは、当ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

当ファンドの課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2014年9月～2019年8月の5年間における当ファンドの課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(なお、当ファンドは2015年7月24日に運用を開始しました。)



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、当ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- ※課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に当ファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。ただし、運用開始から1年未満の時点では算出されません。
- ※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※当ファンドの課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1万口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※当ファンドの年間騰落率は、米ドル建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※当ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

● 各資産クラスの指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
 - 先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国株・・・S&P新興国総合指数
 - 日本国債・・・BBGパーグレイズE1年超日本国債指数
 - 先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
- (注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P. で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

(日本における販売会社が放棄しない限り)発行価格の3.0%(税別)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社(またはその委任を受けた者)により留保される。

日本国内における申込手数料

発行価格の3.30%(税抜3.00%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

購入(申込み)手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に収受される。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

(3)【管理報酬等】

サブ・ファンドの管理報酬等は、合計でサブ・ファンドの純資産価額の年率1.53%である。ただし、最低年間報酬が適用される場合がある。

管理報酬、管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬

管理会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および保管会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.12%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。管理報酬、管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬は、受託会社を代理して管理事務代行会社によりサブ・ファンドの資産の中から支払われる。また、管理会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および保管会社は、サブ・ファンドの資産の中から立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

保管会社は、サブ・ファンドの資産から、立替費用に加えて合意済の取引手数料の支払を受領する権利を有する。

管理報酬は、サブ・ファンドの資産の管理、受益証券の発行・買戻業務の対価として、管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は、サブ・ファンドの管理事務代行業務および名義書換事務代行業務の対価として、保管報酬は、サブ・ファンドの資産の保管業務の対価として支払われる。

投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.63%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

投資顧問報酬は、サブ・ファンドの投資顧問業務の対価として支払われる。

受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%の報酬(ただし、サブ・ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。)を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

受託報酬は、サブ・ファンドの受託業務の対価として支払われる。

販売報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.70%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

販売報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として支払われる。

代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

代行協会員報酬は、サブ・ファンドの受益証券の純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務の対価として支払われる。

(4) 【その他の手数料等】

設立費用

サブ・ファンドの設立に関する費用は、約160,000米ドルとなった。サブ・ファンドの設立および終了の費用は、サブ・ファンドにより負担される。サブ・ファンドの設立に関する費用は、2会計年度で償却される。

その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデューディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資関連費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用、投資報酬ならびに仲介報酬を含むファンドまたはサブ・ファンドの直接的な運営費用も、サブ・ファンドの資産から支払われる。ただし、サブ・ファンドのみに割り当てることができない費用については、受託会社はその裁量により公平と考える基準に基づき、複数のサブ・ファンド間で比例按分される。

以上に類似し、管理会社がサブ・ファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理事務費用(受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。)がサブ・ファンドの資産から支払われる。

また、サブ・ファンドは、JPX日経インデックス400のライセンス料として、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%程度を負担する。

サブ・ファンドが負担するその他の費用には、以下のものが含まれる。

- () サブ・ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金。
- () サブ・ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- () サブ・ファンドの登録・名義書換・所在地事務代行会社および支払事務代行会社に対する報酬および合理的な額の実費。
- () サブ・ファンドの受益者の利益のための業務執行中にサブ・ファンドの受託会社、管理会社または保管会社が支払った法律関係費用。
- () 次の費用を含む管理費用。
 - ・サブ・ファンドの受益証券の券面または確認書を作成および印刷する費用。
 - ・サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益証券の募集に関し管轄権を有する一切の監督当局(各地の証券業協会を含む。)に対し信託証書ならびに届出書、目論見書および説明書を含むサブ・ファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
 - ・前記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な受益者を含むサブ・ファンドの受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用。
 - ・会計、記帳および毎日のサブ・ファンドの純資産価額の計算に要する費用。
 - ・サブ・ファンドの受益者への通知・公告を作成しかつ配布する費用。
 - ・弁護士および監査人の報酬。
 - ・日本の適用法上および各国の証券業協会の諸規則上、サブ・ファンドの管理会社が作成を要求される書類の作成に要するその他の費用。
 - ・以上に類似し、サブ・ファンドの管理会社がサブ・ファンドにより負担することを適切と考えるすべての管理費用。サブ・ファンドの受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、サブ・ファンドの資産の順序で控除される。その他の経費は、5年を超えない期間にわたり償却することができる。

その他の費用・手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に合計額および上限額ならびにこれらの計算方法を示すことができない。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

(5) 【課税上の取扱い】

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

日本

2019年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。））。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われる。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在の制定法の下において、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、財産税、相続税、贈与税、源泉徴収税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律

が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得した。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、手数料は年間約610米ドル(約6万4,941円)である。信託証書につき、50米ドル(5,323円)の印紙税が課された。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する手数料は、現行の料率によると、年間4,268米ドル(約45万4,371円)である。

その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2019年8月末日現在)

資産の種類	地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
株式	日本	34,978,010.65	99.94
現金・その他の資産 (負債控除後)		21,153.03	0.06
合計(純資産総額)		34,999,163.68 (約3,726百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

(株式)

(2019年8月末日現在)

順位	銘柄	国名	業種	保有株数 (株)	取得価格 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	キーエンス	日本	電気機器	4,100	395.79	1,622,745.37	592.59	2,429,601.02	6.94
2	野村総合研究所	日本	情報・通信業	108,700	12.00	1,304,766.69	19.91	2,163,861.70	6.18
3	バンダイナムコホールディングス	日本	その他製品	34,200	24.58	840,508.32	58.88	2,013,754.77	5.75
4	ビジョン	日本	その他製品	55,000	29.39	1,616,355.48	36.37	2,000,094.21	5.71
5	塩野義製薬	日本	医薬品	37,100	42.06	1,560,489.03	53.65	1,990,527.11	5.69
6	日本電産	日本	電気機器	15,000	88.51	1,327,599.11	130.53	1,957,934.90	5.59
7	東京海上ホールディングス	日本	保険業	32,900	45.28	1,489,569.71	51.55	1,696,064.82	4.85
8	安川電機	日本	電気機器	46,700	13.39	625,383.41	33.63	1,570,672.19	4.49
9	ファーストリテイリング	日本	小売業	2,200	487.58	1,072,686.73	586.37	1,290,008.95	3.69
10	リログループ	日本	サービス業	48,600	15.88	771,900.81	25.35	1,232,112.68	3.52
11	日産化学	日本	化学	28,400	26.07	740,419.03	42.35	1,202,675.59	3.44
12	東京エレクトロン	日本	電気機器	6,600	160.16	1,057,039.38	179.05	1,181,713.69	3.38
13	小糸製作所	日本	電気機器	23,100	39.56	913,906.78	47.01	1,085,957.89	3.10
14	クボタ	日本	機械	71,800	16.13	1,157,982.92	14.37	1,031,560.60	2.95
15	リクルートホールディングス	日本	サービス業	29,800	23.68	705,557.94	30.33	903,727.92	2.58
16	信越化学工業	日本	化学	8,900	107.88	960,094.31	100.95	898,426.68	2.57
17	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	179,600	7.24	1,299,469.47	4.81	863,609.58	2.47
18	大塚商会	日本	情報・通信業	22,700	26.16	593,752.73	37.17	843,671.39	2.41
19	ベネフィット・ワン	日本	サービス業	51,100	10.27	525,012.10	16.18	826,592.87	2.36
20	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	16,900	47.75	806,977.65	45.45	768,058.79	2.19
21	ファナック	日本	電気機器	4,400	184.57	812,109.82	173.87	765,010.13	2.19
22	日野自動車	日本	輸送用機器	79,000	11.44	903,547.42	7.88	622,205.47	1.78
23	三和ホールディングス	日本	金属製品	51,000	8.59	438,058.26	11.14	567,921.24	1.62
24	ユニ・チャーム	日本	化学	16,800	33.00	554,427.95	30.76	516,764.80	1.48
25	エス・エム・エス	日本	サービス業	22,900	10.61	242,872.27	22.36	511,957.23	1.46
26	MonotaRO	日本	小売業	19,000	12.56	238,691.96	24.60	467,370.11	1.34
27	オーエスジー	日本	機械	22,400	19.83	444,130.84	18.95	424,385.51	1.21
28	西日本旅客鉄道	日本	陸運業	4,900	74.76	366,306.21	84.32	413,161.24	1.18
29	ツルハホールディングス	日本	小売業	3,700	90.44	334,616.61	109.10	403,655.38	1.15
30	日本碍子	日本	ガラス・土石製品	27,100	22.82	618,498.09	13.43	364,073.67	1.04

【投資不動産物件】

該当事項なし(2019年8月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2019年8月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2019年8月末日前1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第1会計年度末 (2016年4月末日)	97,673,636.72	10,398,335	0.008282	0.8817
第2会計年度末 (2017年4月末日)	74,668,264.93	7,949,183	0.009163	0.9755
第3会計年度末 (2018年4月末日)	51,531,053.26	5,485,996	0.010954	1.1662
第4会計年度末 (2019年4月末日)	38,929,200.59	4,144,403	0.009951	1.0594
2018年9月末日	47,116,841.02	5,016,059	0.010991	1.1701
10月末日	40,472,905.33	4,308,746	0.009560	1.0178
11月末日	42,326,016.18	4,506,028	0.009992	1.0637
12月末日	37,215,808.10	3,961,995	0.008815	0.9384
2019年1月末日	37,823,176.71	4,026,655	0.009137	0.9727
2月末日	38,612,555.77	4,110,693	0.009439	1.0049
3月末日	37,738,427.70	4,017,633	0.009495	1.0108
4月末日	38,929,200.59	4,144,403	0.009951	1.0594
5月末日	35,696,688.70	3,800,269	0.009124	0.9713
6月末日	36,758,548.39	3,913,315	0.009470	1.0082
7月末日	36,605,192.24	3,896,989	0.009599	1.0219
8月末日	34,999,163.68	3,726,011	0.009258	0.9856

< 参考情報 >

純資産総額および1万口当たり純資産価格の推移

(2015年7月24日～2019年8月30日)



(注1) 課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格は公表されている1万口当たり純資産価格に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1万口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。

(注2) ベンチマークは参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。また、上記のグラフは、過去のベンチマークの推移に基づくものであり、将来におけるベンチマークの推移を示唆または保証するものではありません。さらに、ファンドの受益証券1万口当たり純資産価格は、必ずしもベンチマークに関連して推移するものではなく、ファンドの収益率がベンチマークの騰落率と関連することは保証されません。以下同じです。

【分配の推移】

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度 (2015年7月24日～2016年4月末日)	0.0000	0.000000
第2会計年度 (2016年5月1日～2017年4月末日)	0.0000	0.000000
第3会計年度 (2017年5月1日～2018年4月末日)	0.0004	0.042584
第4会計年度 (2018年5月1日～2019年4月末日)	0.0004	0.042584
2019年2月	0.0000	0.000000
2019年8月	0.0000	0.000000

< 参考情報 >

(2019年8月末日現在)
(単位:米ドル、1万口当たり課税前)

第1会計年度(2015年7月24日～2016年4月30日)	0.00
第2会計年度(2016年5月1日～2017年4月30日)	0.00
第3会計年度(2017年5月1日～2018年4月30日)	4.00
第4会計年度(2018年5月1日～2019年4月30日)	4.00
2019年2月	0.00
2019年8月	0.00
直近1年間累計	0.00
設定来累計	8.00

【収益率の推移】

計算期間	収益率(注)
第1会計年度 (2015年7月24日～2016年4月末日)	-17.18%
第2会計年度 (2016年5月1日～2017年4月末日)	10.64%
第3会計年度 (2017年5月1日～2018年4月末日)	23.91%
第4会計年度 (2018年5月1日～2019年4月末日)	-5.50%

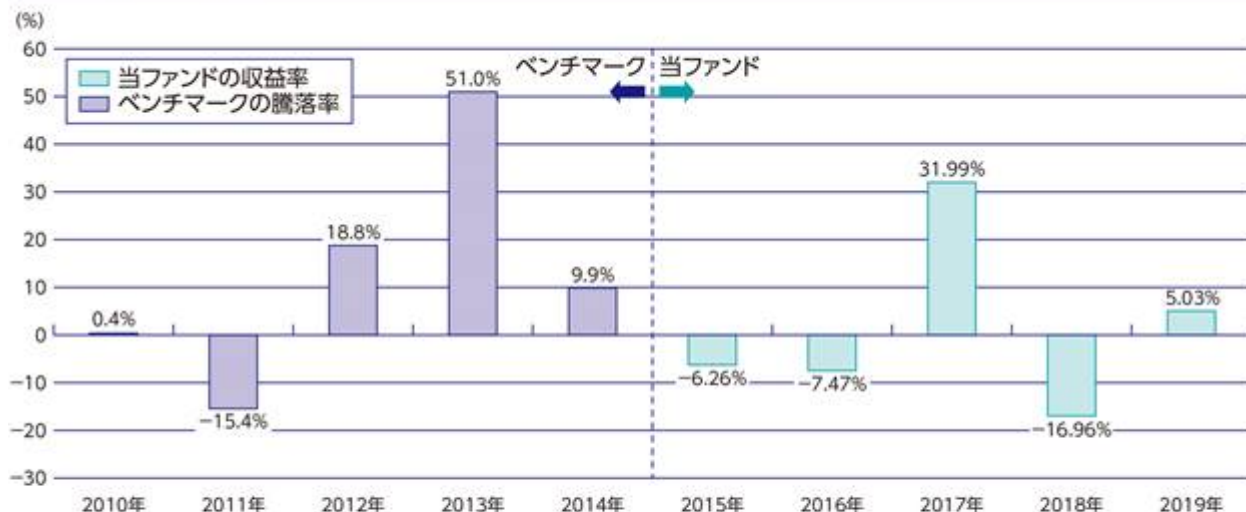
(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)(第1会計年度の場合、1口当たり当初発行価格(0.01米ドル))

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)／b

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算受益証券1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算受益証券1口当たり純資産価格(ただし、2015年の場合は当初発行価格(0.01米ドル))

(注2) 当ファンドについて、2015年は7月24日(運用開始日)から12月末日までの収益率です。2019年は1月1日から8月末日までの収益率です。

(注3) ベンチマークはあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年7月24日～2016年4月末日)	13,242,946,084 (13,242,946,084)	1,448,901,575 (1,448,901,575)	11,794,044,509 (11,794,044,509)
第2会計年度 (2016年5月1日～2017年4月末日)	1,438,125,282 (1,438,125,282)	5,082,919,536 (5,082,919,536)	8,149,250,255 (8,149,250,255)
第3会計年度 (2017年5月1日～2018年4月末日)	1,044,012,430 (1,044,012,430)	4,489,074,342 (4,489,074,342)	4,704,188,343 (4,704,188,343)
第4会計年度 (2018年5月1日～2019年4月末日)	319,404,448 (319,404,448)	1,111,366,848 (1,111,366,848)	3,912,225,943 (3,912,225,943)

(注1) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売

受益証券は、各取引日において発行価格で募集される。発行価格は、関連する取得申込みが管理会社により受理された取引日における受益証券1口当たり純資産価格として計算される。受託会社および管理会社は、その裁量により、申込みの全部または一部を受理または拒絶することができる。発行される受益証券口数は、受益証券1口単位に切り捨てられ、端数の受益証券は発行されない。

信託証書の規定に基づき、受益者は、自己の名義で登録されている受益証券に対する権利、権原または利益を有すると受託会社により認識される唯一の者であり、受託会社は、かかる受益者のみを当該受益証券の絶対的な所有者であると認識し、これに反するいかなる通知にも拘束されない。受託会社は、あらゆる信託の設定に留意し、または引き受ける義務を負わず、また信託証書に定められる場合または管轄権を有する裁判所の命令による場合を除き、受益証券に対する権原に影響を及ぼす信託または持分もしくはその他の利益を認識する義務を負わない。

申込み

受益証券は、各取引日において、関連する取引日に適用される発行価格に発行価格の3.0%(適用ある消費税またはその他の税金を除く。)を上限とする申込手数料を加えた額で申込みすることができる。ただし、管理会社は特定の一または複数の取引日に申込みを受理しないことを決定することができ、かかる場合、受益証券の申込みは当該日には処理されない。

申込手数料は、日本における販売会社(またはその委託先)に支払われる。

発行価格は、関連する取得申込みが管理会社により受理された関連する取引日における受益証券1口当たり純資産価格とする。

特定の取引日に取り扱われるためには、管理会社が別途同意する場合を除き、取得申込書が、日本における販売会社により送付され、当該取引日の午後1時(ルクセンブルグ時間)までに管理事務代行会社に受領されなければならない。当該時刻を過ぎた後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

申込者からの決済資金は、管理会社が別途同意する場合を除き、通常、該当する取引日(同日を含む。)から起算して5営業日目の日までに、取得申込書に詳細が記載される申込金口座に受領されなければならない。

受益証券の発行に関して券面は発行されないが、(明示的に請求された場合)受益証券の発行の確認書が管理事務代行会社により交付される。ただし、申込代金の支払が保管会社に受領されていることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を留保する。

受益者は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則、テロ防止法(2018年改訂)(以下「テロ防止法」という。)および犯罪収益に関する法律(2019年改訂)(以下「犯罪収益法」という。)ならびに管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求するところに従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社、日本における販売会社ならびにそれぞれの適式に授権された代理人および委託先のいずれも、ファクシミリ、電子メールまたはその他の方法により送付された申込書の判読不能もしくは不受理の結果生じた損失、または適切な権限保持者により署名された誠実に信じられる指示の結果として講じられた措置に関して生じた損失につき責任を負わないことに留意するべきである。

適格投資家

ファンドに対する投資勧誘を米国および/もしくは欧州連合(以下「EU」という。)において、または米国および/もしくはEUから行うことはできない。

直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは信託証書において禁じられている。

ある投資予定者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

自然人または法人であって、米国証券法(改正済)のレギュレーションSに定める米国人に該当する者。後記「別紙B レギュレーションSに定める米国人の定義」を参照のこと。

自然人であって、米国市民または「外国人居住者」(随時施行中の米国所得税法に定められる。)。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に以下の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。

(イ) 米国移民局が発行した外国人登録カード(いわゆる「グリーン・カード」)を保有している者。

(ロ) 「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は、一般に、(a)ある自然人が、ある暦年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に充足される。

自然人以外の者であって、(イ)米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織され設立された、および/または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a)米国の裁判所が信託の管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)一もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに/または(ハ)資金源の如何にかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社および/または日本における販売会社に対して、米国人により受益証券が取得されないこと、またいつでも直接的または間接的に米国人の勘定でまたは米国人のため受益証券が保有されないこと等を証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

信託証書上、受益証券の取得および/または保有がいずれかの国もしくは政府機関の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、以下に定義される「欧州人」が含まれる。

EUは、EU加盟国により構成されるものと定義されている。

ある投資予定者が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

自然人であって、いずれか一EU加盟国の市民または「外国人居住者」であって、一または複数のEU加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。

(イ) いずれか一EU加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人IDカードを保有している者。

(ロ) 前暦年に183日以上EUに滞在した者。

自然人以外の者であって、(イ)いずれか一EU加盟国においてもしくはいずれか一EU加盟国の法律に基づいて組織され設立され、および/またはEU加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a)いずれか一EU加盟国に所在する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)前記に該当する一もしくは複

数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに/または(ハ)資金源の如何にかかわらず、その所得がいずれかEU加盟国の所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社および/または日本における販売会社に対して、欧州人により受益証券が取得されないこと、またいつでも直接的または間接的に欧州人の勘定でまたは欧州人のため受益証券が保有されないことなどを証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社または日本における販売会社に連絡しなければならない。

受託会社、管理会社、日本における販売会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

前記を前提として、ファンドの適格投資家とは、適格投資家として後記「別紙A 定義」において定義される者をいう。

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリングの防止の責任の一つとして、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受託会社、管理会社、名義書換機関、販売会社および副販売会社またはファンドのその他の業務提供者は、受託会社の代理として、受益者と申込金の支払いの資金源の実質的所有者の詳細な身元確認を要求することができる。

ケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社(または受託会社のために行為する管理事務代行会社)は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、購入申込者に対して購入申込者自身の身元、実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)および資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社(または受託会社のために行為する管理事務代行会社)は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続(デューディリジェンス情報の取得を含む。)の対応を適切な者に委託することもできる。

受託会社(または受託会社のために行為する管理事務代行会社)は、受益証券の購入申込者自身の身元および実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)および申込金の支払いの資金源を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、許容される場合には受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、随時改訂または変更されるマネー・ロンダリング防止規則または適用法に基づく免除規定が適用されることから、完全なデューディリジェンスが必要ないとする場合には、情報を要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、申込みの受諾を拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に購入申込者の費用および危険負担にて返金される。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる可能性があるかと疑うか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、または受託会社もしくは受託会社のために行為する管理事務代行会社による適用法もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

CIMAは、随時修正および改訂されるマネー・ロンダリング防止規則への受託会社の違反、または違反に同意または黙認した、もしくは注意を怠ったことが違反の原因であると証明された受託会社または役員に対して、受託会社に多額の行政上の罰金を課す裁量権を有する。かかる行政上の罰金が受託会社により支払われる範囲において、受託会社は、当該罰金および関連手続きの費用を負担する。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を

抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、() 犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、犯罪収益法に基づいてケイマン諸島の財務報告当局(以下「F R A」という。)に対して、または、() テロ行為、もしくはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、テロ防止法に基づいて巡査以上の階級の警察官またはF R Aに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

ケイマン諸島に居住する受託会社またはその代理人は、適用ある法律に基づき、当局もしくは政府機関もしくは代理人(すなわちC I M A自身または金融庁法に基づく認識された海外の規制当局のため)の情報の要求に応じて、または税務情報当法(2017年改訂)もしくは貯蓄収益情報の報告(欧州連合)法(2014年改訂)および関連する規制、合意、協定および覚書に基づき、税務情報当局の情報の要求に応じて、情報(受益者に関する情報および該当する場合には受益者の実質的所有者および支配者の情報を含むがそれらに限られない。)の提供を義務付けられる場合がある。当該法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とはみなされないものとし、一定の場合には、ファンド、受託会社またはその代理人は、要求があったことを開示することが禁止される場合がある。

購入申込者は、申込により、自らおよび実質的所有者ならびに支配者の代理として、マネー・ロンダリング、租税情報交換、規制ならびにケイマン諸島および他の管轄双方における類似事項に関して照会があった場合に、監督官庁およびその他に対し受託会社および受託会社の代理としての管理者による情報の開示に同意するものとする。

制裁

各購入申込者および受益者は、受託会社、管理会社、名義書換機関、販売会社および副販売会社または受託会社のその他の業務提供者に対し、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、自身の実質所有者/支配者または授権された者(以下「関係者」という。)(もしあれば)が() 米国財務省外国資産管理局(以下「O F A C」という。)によって維持されるか、または欧州連合(以下「E U」という。)および/もしくは英国の規則(後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含む。)に基づく、制裁の対象となる法主体または個人のリストに記載されていないこと、() 国際連合、O F A C、E Uおよび/または英国により課される制裁が適用される国または領域に事業の拠点を置いておらず、また居住していないこと、ならびに() その他国際連合、O F A C、E Uまたは英国により課される制裁(後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含む。)の対象(以下、総称して「制裁対象」という。)でないことを継続的に表明するよう要求されている。

購入申込者または関係者が制裁対象であるか、または制裁対象となった場合、受託会社または管理会社は、購入申込者が制裁対象でなくなるまで、または購入申込者との追加の取引および/もしくはファンドにおける購入申込者の持分の追加の取引を続けるための認可が適用法に基づき取得されるまで、直ちに、かつ、購入申込者に通知を行うことなく、かかる追加の取引を停止することを要求される場合がある(以下「制裁対象者事由」という。)。受託会社、管理会社、名義書換機関、販売会社および副販売会社または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事由に起因して購入申込者が被った一切の債務、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的または派生的な損失、利益の喪失、収入の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法的費用および一切のその他の専門家費用および経費を含むがこれらに限られない。)につき、一切の責任を負わないものとする。

(2) 日本における販売

日本においては、申込期間中の各取引日に受益証券の募集が行われる。日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に従い、原則として、国内約定日から起算して4国内営業日目までに(ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との

間で別途取り決める場合を除く。)、日本における販売会社または販売取扱会社に対して申込金額および申込手数料を支払うものとする。

発行価格は、管理会社により申込みが受諾された取引日における受益証券1口当たり純資産価格である。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼することがある。

日本の投資者は、原則として取引日の午後3時(日本時間)まで、受益証券の取得の申込みをすることができる。

申込単位は、1,000米ドル以上0.01米ドル単位である。ただし、管理会社は、適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、上記の申込単位を変更することができる。具体的な申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

(日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り)発行価格の3.30%(税抜3.00%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、口座約款に従い米ドルにより支払われるものとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

概説

受益者は、いずれかの取引日に自己の受益証券の全部または一部の買戻しを請求することができる。受益証券の買戻しの請求が、ある取引日に処理されるためには、当該請求は、当該取引日の午後1時(ルクセンブルグ時間)までに受領されなければならない。午後1時(ルクセンブルグ時間)を過ぎた後に受領された買戻し請求は、翌取引日に受領されたものとみなされる。いかなる受益者も、管理会社が別途同意する場合を除き、一度提出した買戻し請求を取り消すことはできない。

受益証券に係る買戻し価格は、関連する取引日現在の受益証券1口当たり純資産価格として計算される。受益者に支払われる買戻し金額は、(適用される場合)買戻し手数料の控除の対象となる。疑義を避けるために付言すると、買戻し手数料は、最終買戻し日における買戻しには適用されない。

買戻し価格の支払は、管理事務代行会社またはその代理人によって、クラスの表示通貨で、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した日から起算して5営業日以内に行われる。

管理会社は、その単独の裁量で、受益証券の買戻し請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

受益証券の買戻し価格は、管理会社が関連する買戻し請求を受領した取引日における受益証券1口当たり純資産価格である。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金される買戻し金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。

買戻し請求は、1口単位で行われなければならない。

受託会社、管理事務代行会社、管理会社、投資運用会社ならびにその適式に授けられた代理人および代行者のいずれも、ファクシミリ、電子メールまたはその他の方法により送付された買戻し請求の判読不能または不受理の結果生じる損失について責任を負わない。

買戻しの制限

特定の取引日に関して受領されたすべての買戻し請求に関して適用される買戻し金を支払うために十分な資金を用立てることができないと管理会社が決定した場合、管理会社は、かかる買戻しについて管理会社がその絶対的な裁量により決定する金額を減じるよう受託会社に指示することができる。この場合、当該取引日における買戻しのために受益証券を提出することを希望する受益者全員が当該受益証券の同一の割合の買戻しを受けられるよう、当該制限は比例按分して適用されるものとする。当該取引日に買戻しされないすべての受益証券に係る買戻し請求は、その後上記のとおり要求される期限までに受領された受益証券に係るすべての買戻し請求と併せて、翌取引日に繰り越されるものとし、その後、当該買戻し請求の対象となるすべての受益証券は、(同一の制限に従い、かつ、以下に定めるとおり)買戻されるものとする。買戻し請求が繰り越された場合、その後の取引日における買戻しについては、繰り越された期間の長さに応じて、繰り越された買戻し請求が優先されるものとする。

いずれかの取引日における買戻し請求の合計がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%(または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額)を超える場合、管理会社は、()買戻し請求を満たすために十分な資産を換金するまで、すべての受益証券の買戻しを延期すること、または()買戻されるサブ・ファンドの受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%(または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額)に制限すること(かかる場合、受益者の請求は、比例按分して減じられ、残りの部分は、その後の取引日に、その後の買戻し請求に優先して買戻される。)を選択することができる。

受益証券の強制的買戻し

管理会社は、受託会社と協議の上、適切と判断する書面による通知を行った上で、いつでもその単独の裁量に基づき、理由の如何を問わず(受益証券の併合、転換または均一化を実施する場合を含むがこれらに限定されない。)、発行済受益証券の全部または一部を関連する営業日において買戻し価格または管理会社が決定するその他の価格で買戻しすることができる。

上記が一般的に意味することを損なうことなく、管理会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、管理会社は、()かかる者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して受益証券を譲

渡することを要求する通知(管理会社が適切と考える様式による。)を行うか、または()書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または管理会社に買戻しを提出しない場合、管理会社は、かかる者が保有するすべての受益証券を強制的に買い戻すことができる。

- (イ) ある者がいずれかの国または政府機関の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったであろう税務上その他の義務もしくは何らかの不利益を負担することとなりうる場合における、かかる者
- (ロ) 適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者に代わり、もしくはその利益のために受益証券を取得した者
- (ハ) ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかった税務上の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担することとなると受託会社または管理会社が判断する場合における、かかる者

(2) 日本における買戻し

日本における投資者は、払込日以降、取引日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対して買戻しを請求することができる。買戻し請求の受付時間は、原則として取引日の午後3時(日本時間)までとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。買戻しは、取引日に行われる。

買戻し価格は、管理会社により買戻し請求が受諾された取引日における受益証券1口当たり純資産価格である。

買戻し請求は1口以上1口単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、これと異なる単位を定めることができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、当該取引日の午後1時(ルクセンブルグ時間)までに買戻し請求を管理会社に取り次がなければならない。

日本の投資者に対する買戻し代金の支払は、口座約款に従い、円貨または米ドルにより、原則として国内約定日から起算して4国内営業日目に、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

買戻し手数料は課されない。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

受益証券1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数点第7位を四捨五入して計算される。

純資産価額は、信託証書の規定のほかルクセンブルグにおいて一般に公正と認められる会計原則に基づき決定される、サブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

(イ) すべての手元現金、預金またはコール資金(その経過利息を含む。)、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金

(ロ) すべての投資対象

(ハ) すべての為替手形、請求払手形、約束手形および受取勘定

(ニ) 受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用(ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。)

(ホ) 受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産(前払費用を含む。)

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

(イ) すべてのが替手形、手形および買掛金

(ロ) 日々計算される、未払いおよび/または発生済みの一切の費用(サブ・ファンドの投資運用会社に対する発生済みまたは支払期限の到来した業績連動報酬を含む。)

(ハ) その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限定されないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務(受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。)

サブ・ファンドの費用または債務は、管理会社が、受託会社と協議の上、決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされる。

サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定される。

(イ) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。

(ロ) ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。

(ハ) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考えるディスカウントを行った上で決定される。

(ニ) 証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。

(ホ) 未上場有価証券は、投資運用会社が適切であると判断する要因(同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を含む。)を考慮した上で、投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。

(ヘ) 決済会社において取り扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において取り扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた最直近の公式の決済価格を参照して評価される。

(ト) 利付有価証券に発生した一切の利息(ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。)

(チ) 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

サブ・ファンドの年次監査は、ファンドの独立監査人により行われる。

投資予定者は、サブ・ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該保有投資対象について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、サブ・ファンドの純資産価額に不利な影響を与えることがあることを認識すべきである。不誠実または明白な誤りの場合を除き、管理会社、管理事務代行会社または投資運用会社(適用ある場合)の評価に関する決定は、最終的なものであり、すべての受益者を拘束する。

純資産価格の計算の停止

サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/またはサブ・ファンドの受益証券の発行および/もしくは買戻しならびに/または買戻し代金の支払は、管理会社が、受託会社と協議の上、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

(イ) 通常の休日および週末以外で、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または当該証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間

(ロ) 緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると管理会社が判断する事態が継続している期間

(ハ) サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、もしくは上記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間

(ニ) サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する期間

(ホ) 受託会社または管理会社が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社、もしくはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に適用ある法令を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

かかる停止期間が1週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。かかる停止は、CIMAに対しても通知される。

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

サブ・ファンドは、2015年7月24日から運用を開始し、後記「(5)その他 ファンドの償還」に定めるいずれかの方法により早期に終了する場合を除いて、2025年8月8日に終了する。

償還金の支払については、償還日以降、相応の日数がかかる場合がある。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は毎年5月1日から翌年4月30日までである。

(5) 【その他】

ファンドの償還

サブ・ファンドは、以下のいずれかの場合、償還日より前に終了することがある。

(イ) 評価日における純資産価額が30,000,000米ドルを下回り、管理会社がすべての受益者に通知した上でサブ・ファンドを償還させる旨を決定した場合

(ロ) 受託会社と管理会社がサブ・ファンドを償還すべき旨を合意した場合

(ハ) 受託会社および管理会社が同意の上、サブ・ファンドを終了させる旨のサブ・ファンドの受益者の決議が可決された場合

(ニ) ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのケイマン諸島金融庁による認可が取り消されるかまたは不利に変更された場合

(ホ) 管理会社が、受託会社と協議の上、その裁量により、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合

(ヘ) 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

ファンドの終了の場合、管理会社は、受益者に対して終了を通知し、すべての発行済受益証券を当該時点の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻す。

信託証書の変更

信託証書の条項に従って、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの受益者またはサブ・ファンドの該当するクラスもしくはシリーズ(場合に応じて)の受益者に対し、書面による通知(サブ・ファンドの決議によって放棄され得る。)を行うことにより、信託証書補遺によって、管理会社がサブ・ファンドの受益者またはサブ・ファンドの該当するクラスもしくはシリーズ(場合に応じて)の受益者の最良の利益となるとみなす方法および範囲内で、サブ・ファンドに関する信託証書の規定を改正、修正、変更または追加することができるものとする。

管理会社または受託会社が書面にて、以下を証する場合を除き、改正、修正、変更または追加は、その承認を得るために受益者決議またはサブ・ファンドの決議(場合に応じて)を要するものとする。

(イ) かかる改正、修正、変更または追加は、サブ・ファンドの既存の受益者または該当するサブ・ファンドの受益者(場合に応じて)の権利を大きく毀損することはない、また、受託会社または管理会社に対し、受益者に対する一切の責任を免除することはない、と管理会社または受託会社が考えること、または

(ロ) かかる改正、修正、変更または追加は、財務上、法的または公的要件(法的強制力を有するか否かにかかわらず。)を満たすために必要であると管理会社または受託会社が考えること
ファンドの他の法域への移管

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適うと管理会社または受託会社が判断する場合、管理会社または受託会社は、()当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、()管理会社および受託会社がその裁量により承認した適切かつ実在の信託会社が受託会社として選任されること、および()信託証書の規定に従い、受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の承諾を得ていることを条件として、ファンドを移管することができる。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法域の法律上も、ケイマン諸島の法律上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができる。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、当該変更の実施を目指す当事者の相手方当事者により署名された書面によるのみ、変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、当事者の授権された代表者の記名押印または署名された書面により、変更することができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

議決権

受益者は、受益者集会における議決権を有する。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、2019年8月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.46円)を使用して換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【2019年4月30日終了年度】

【貸借対照表】

J P X日経400ジャパン・ファンド

純資産計算書

2019年4月30日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券取得価額(注3)	30,485,101.69	3,245,444
未実現評価益	7,694,161.52	819,120
投資有価証券公正価値(注3)	38,179,263.21	4,064,564
銀行預金	868,824.90	92,495
未収配当金	254,114.17	27,053
投資有価証券売却未収金	191,559.48	20,393
為替予約契約に係る未実現評価益(注12)	987.67	105
	39,494,749.43	4,204,611
負債		
未払費用(注4)	(73,249.46)	(7,798)
投資有価証券購入未払金	(151,550.14)	(16,134)
未払受益証券買戻し	(222,960.58)	(23,736)
為替予約契約に係る未実現評価損(注12)	(117,788.66)	(12,540)
	(565,548.84)	(60,208)
純資産総額	38,929,200.59	4,144,403
発行済受益証券口数	3,912,225,943 口	
受益証券1口当たり純資産価格	0.009951 米ドル	1 円

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

J P X日経400ジャパン・ファンド
運用計算書
2019年4月30日終了年度

	米ドル	千円
収益		
配当金、純額(注3)	631,486.44	67,228
収益合計	631,486.44	67,228
費用		
代行協会員報酬(注5)	(21,517.22)	(2,291)
監査費用	(16,826.36)	(1,791)
販売報酬(注6)	(301,240.18)	(32,070)
投資顧問報酬(注7)	(270,556.80)	(28,803)
管理報酬、保管報酬、管理事務代行報酬 および名義書換事務代行報酬(注8)	(51,640.99)	(5,498)
受託報酬(注9)	(12,817.81)	(1,365)
副保管報酬	(20,787.52)	(2,213)
その他の報酬	(82,504.76)	(8,783)
	(777,891.64)	(82,814)
投資純損失	(146,405.20)	(15,586)
投資有価証券に係る実現純利益(注13)	1,637,341.70	174,311
為替予約契約に係る実現純利益(注13)	3,087,473.46	328,692
その他の資産および負債の為替換算に係る実現純損失	(573,040.20)	(61,006)
当期実現純利益	4,151,774.96	441,998
未実現純評価(損)益の変動:		
- 投資有価証券(注13)	(6,334,345.65)	(674,354)
- 為替予約契約(注13)	(880,557.21)	(93,744)
- その他の資産および負債の為替換算	518,993.27	55,252
	(6,695,909.59)	(712,847)
運用の結果による純資産の純減少	(2,690,539.83)	(286,435)

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

J P X日経400ジャパン・ファンド

純資産変動計算書

	2019年4月30日終了年度		2018年4月30日終了年度		2017年4月30日終了年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	51,531,053.26	5,485,996	74,668,264.93	7,949,183	97,673,636.72	10,398,335
投資純損失	(146,405.20)	(15,586)	(364,607.17)	(38,816)	(463,156.61)	(49,308)
投資有価証券に係る実現純利益(注13)	1,637,341.70	174,311	8,388,962.46	893,089	3,049.71	325
為替予約契約に係る実現純利益(注13)	3,087,473.46	328,692	490,006.15	52,166	332,229.38	35,369
その他の資産および負債の為替換算に係る 実現純(損)益	(573,040.20)	(61,006)	(157,570.01)	(16,775)	1,778,902.15	189,382
	4,151,774.96	441,998	8,721,398.60	928,480	2,114,181.24	225,076
未実現純評価(損)益の変動:						
- 投資有価証券(注13)	(6,334,345.65)	(674,354)	5,760,195.36	613,230	6,546,624.61	696,954
- 為替予約契約(注13)	(880,557.21)	(93,744)	(697,922.27)	(74,301)	2,306,907.86	245,593
- その他の資産および負債の為替換算	518,993.27	55,252	345,993.58	36,834	(1,990,823.04)	(211,943)
	(6,695,909.59)	(712,847)	5,408,266.67	575,764	6,862,709.43	730,604
申込み	3,336,248.99	355,177	11,420,205.12	1,215,795	11,894,826.43	1,266,323
買戻し	(11,507,363.71)	(1,225,074)	(46,546,430.03)	(4,955,333)	(43,413,932.28)	(4,621,847)
分配金(注11)	(1,740,198.12)	(185,261)	(1,776,044.86)	(189,078)	-	-
	(9,911,312.84)	(1,055,158)	(36,902,269.77)	(3,928,616)	(31,519,105.85)	(3,355,524)
期末現在純資産	38,929,200.59	4,144,403	51,531,053.26	5,485,996	74,668,264.93	7,949,183

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

J P X日経400ジャパン・ファンド

受益証券口数の変動

	2019年4月30日 終了年度	2018年4月30日 終了年度	2017年4月30日 終了年度
期首現在発行済受益証券口数	4,704,188,343	8,149,250,255	11,794,044,509
発行受益証券口数	319,404,448	1,044,012,430	1,438,125,282
買戻受益証券口数	(1,111,366,848)	(4,489,074,342)	(5,082,919,536)
期末現在発行済受益証券口数	3,912,225,943	4,704,188,343	8,149,250,255

統計情報

期末現在1口当たり 純資産価格(米ドルで表示)	0.009951	0.010954	0.009163
純資産総額(米ドルで表示)	38,929,200.59	51,531,053.26	74,668,264.93

[次へ](#)

J P X日経400ジャパン・ファンド

財務書類に対する注記

2019年4月30日現在

注1 概要

ニッセイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)は、エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(訳注)(以下「管理会社」という。)によって締結された2015年6月10日付のケイマン諸島の信託法(2011年改訂)に基づく信託証書(以下「信託証書」(適宜、補足および修正される)という。)により、設立されたオープン・エンド型の免除アンブレラ・ユニット・トラストである。

(訳注)原文では「Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.」と記載されているが、誤記であるため、日本語の財務書類においては、「ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.」と正しい英文に対する訳文を記載している。

2019年4月30日現在、ファンドのサブ・ファンドは1本である。

J P X日経400ジャパン・ファンド(米ドルで表示)。

サブ・ファンドの投資目的は、成長が期待される日本企業の株式(以下「日本株」という。)へ主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることである。

注2 資本

受益証券の申込み

当初発行価格は、受益証券1口当たり0.010000米ドルである。

最低申込価格は、1,000米ドル以上0.01米ドル単位。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、該当する買戻請求が管理会社によって受付られた取引日現在の受益証券1口当たり純資産価格となる。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金される買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除する。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

分配金

管理会社は、投資顧問会社と協議の上、経費控除後の利子収入、配当金またはその他の収益、売買益(評価益または未実現利益を含む。)および分配可能な元本から、2016年2月以降(または、管理会社が決定するこれより後の年および/または月以降)、毎年2月10日および8月10日(ただし、当該日が営業日でない場合には翌営業日)に分配を宣言することができる。分配は、その宣言日(同日を含む。)から5営業日以内に受益者に対して行われるものとする。

注3 重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に認められた会計原則に従い表記されている。

投資の評価

証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。

為替換算

本財務書類は、米ドルで表示される。米ドル以外の通貨で表示される銀行口座、有価証券ポートフォリオの評価およびその他の資産または負債は、報告日現在の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

2019年4月30日現在、適用ある為替レートは以下の通りである。

1米ドル = 111.375000円

米ドル以外の通貨で表示される収益および費用は、取引日の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

実現および未実現為替損益の結果は、運用計算書に計上される。

投資有価証券の取得原価

米ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで米ドルに換算される。

為替予約契約

未決済の為替予約契約から生じる未実現評価損益は、当該日に適用ある為替予約価格に基づき、評価日に決定され、純資産計算書に計上される。為替予約契約から生じる実現損益は、運用計算書に認識される。

受取配当金

受取配当金は、支払いを受領する権利が確定した日(配当落ち日)に運用計算書に認識される。

証券の売却にかかる実現純(損)益

証券の売却にかかる実現純(損)益は、売却した証券の平均取得価額に基づき計算される。

注4 未払費用

	J P X日経400 ジャパン・ファンド
	米ドル
販売報酬(注6)	19,147.38
管理報酬、保管報酬、管理事務代行報酬 および名義書換事務代行報酬(注8)	3,275.94
その他の報酬	9,222.70
専門家報酬	21,093.44
投資顧問報酬(注7)	16,869.08
受託報酬(注9)	3,640.92
合計	73,249.46

注5 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注6 販売報酬

販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.70%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注7 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.63%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注8 管理報酬、保管報酬、管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬

管理会社、保管会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.12%の報酬を合計で受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。また、管理会社、保管会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの資産の中から立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

注9 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%の報酬(ただし、サブ・ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。)を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注10 税金

ケイマン諸島には、現行法規制の下、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島の信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官から、2015年6月10日(訳注)(ファンドの設立日)以降50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島におけるキャピタル・ゲイン税または印紙税は課されない。

(訳注)原文では「June 30」と記載されているが、誤記であるため、日本文の財務書類においては、「6月10日」と正しい英文に対する訳文を記載している。

注11 分配金

管理会社の取締役会は、サブ・ファンドについて分配金を支払うことを決議した。

分配落ち日 (月/日/年)	支払日 (月/日/年)	分配率	合計金額	通貨
08/10/2018	08/17/2018	0.0004	1,740,198.12	米ドル
		合計	1,740,198.12	

注12 為替予約契約に係る未実現損益

取引日 (月/日/年)	決済日 (月/日/年)	通貨	売り	通貨	買い	想定元本 (米ドル)	未実現評価益 (米ドル)	取引相手方	
04/24/2019	05/31/2019	米ドル	139,703.81	日本円	15,571,177	139,991.36	287.55	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.(訳注)	
04/23/2019	05/31/2019	米ドル	21,006.95	日本円	2,343,640	21,070.30	63.35	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.(訳注)	
04/25/2019	05/08/2019	米ドル	518.41	日本円	57,922	519.77	1.36	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.(訳注)	
04/25/2019	05/31/2019	米ドル	62,541.53	日本円	6,957,703	62,552.64	11.11	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.(訳注)	
04/15/2019	05/31/2019	米ドル	56,120.52	日本円	6,263,749	56,313.71	193.19	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.(訳注)	
04/17/2019	05/31/2019	米ドル	10,032.48	日本円	1,119,934	10,068.67	36.19	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.(訳注)	
04/16/2019	05/31/2019	米ドル	133,531.97	日本円	14,896,629	133,926.89	394.92	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.(訳注)	
							合計	987.67	

(訳注) 原文では「MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX」と記載されているが誤記であるため、日本語の財務書類においては、「MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.」と正しい表記を記載している。

2019年4月30日現在、当該契約に係る未実現評価益は987.67米ドルで、純資産計算書に開示されている。

取引日 (月/日/年)	決済日 (月/日/年)	通貨	売り	通貨	買い	想定元本 (米ドル)	未実現評価損 (米ドル)	取引相手方
04/24/2019	05/07/2019	日本円	19,713	米ドル	176.33	(176.88)	(0.55)	mitsubishi ufj investor services & banking (luxembourg) s.a. (訳注)
04/24/2019	05/08/2019	日本円	15,599,463	米ドル	139,703.81	(139,984.67)	(280.86)	mitsubishi ufj investor services & banking (luxembourg) s.a. (訳注)
04/23/2019	05/07/2019	日本円	2,348,035	米ドル	21,006.95	(21,068.67)	(61.72)	mitsubishi ufj investor services & banking (luxembourg) s.a. (訳注)
04/25/2019	05/10/2019	日本円	6,969,234	米ドル	62,541.53	(62,550.76)	(9.23)	mitsubishi ufj investor services & banking (luxembourg) s.a. (訳注)
04/26/2019	05/10/2019	日本円	5,625	米ドル	50.37	(50.49)	(0.12)	mitsubishi ufj investor services & banking (luxembourg) s.a. (訳注)
04/12/2019	05/31/2019	日本円	4,285,964,973	米ドル	38,415,171.85	(38,532,608.03)	(117,436.18)	mitsubishi ufj investor services & banking (luxembourg) s.a. (訳注)
							合計	(117,788.66)

(訳注) 原文では「MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX」と記載されているが誤記であるため、日本語の財務書類においては、「MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.」と正しい表記を記載している。

2019年4月30日現在、当該契約に係る未実現評価損は117,788.66米ドルで、純資産計算書に開示されている。

注13 投資有価証券に係る実現(損)益および未実現純評価(損)益の変動

2019年4月30日終了年度の実現(損)益の分析は以下の通りである。

	米ドル
投資有価証券に係る実現利益	2,484,263.52
投資有価証券に係る実現損失	(846,921.82)
投資有価証券に係る実現純利益	1,637,341.70
為替予約契約に係る実現利益	7,518,776.92
為替予約契約に係る実現損失	(4,431,303.46)
為替予約契約に係る実現純利益	3,087,473.46

2019年4月30日終了年度の未実現純評価(損)益の変動は、以下のように分析される。

	2018年4月30日 米ドル	2019年4月30日 米ドル	未実現純評価(損)益 の変動 2019年4月30日 米ドル
投資有価証券に係る未実現純評価(損)益の変動			
未実現評価益	14,503,901.53	9,395,891.39	(5,108,010.14)
未実現評価損	(475,394.36)	(1,701,729.87)	(1,226,335.51)
未実現純評価益	14,028,507.17	7,694,161.52	(6,334,345.65)
為替予約契約に係る未実現純評価(損)益の変動			
未実現評価益	770,574.72	987.67	(769,587.05)
未実現評価損	(6,818.50)	(117,788.66)	(110,970.16)
未実現純評価(損)益	763,756.22	(116,800.99)	(880,557.21)

注14 後発事象

開示すべき重要な後発事象はない。

【投資有価証券明細表等】

J P X日経400ジャパン・ファンド
投資有価証券およびその他の純資産明細表
2019年4月30日現在
(米ドルで表示)

銘柄	通貨	数量	取得原価 (注3)	時価 (注3)	純資産比率 (%)
公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
株式					
日本					
アイカ工業	日本円	12,600	336,014.43	433,723.28	1.11
バンダイナムコホールディングス	日本円	35,200	865,084.59	1,672,358.93	4.30
ベネフィット・ワン	日本円	52,600	540,423.41	1,089,674.15	2.80
ファナック	日本円	4,500	830,566.86	838,039.53	2.15
ファーストリテイリング	日本円	2,300	1,121,445.22	1,324,889.07	3.40
エフピコ	日本円	5,400	293,194.08	326,757.66	0.84
日野自動車	日本円	105,500	1,206,636.12	991,116.49	2.55
イズミ	日本円	7,800	341,059.20	339,128.23	0.87
キーエンス	日本円	4,200	1,662,324.53	2,602,339.65	6.68
小糸製作所	日本円	27,500	1,087,984.26	1,631,930.44	4.19
クボタ	日本円	73,900	1,191,851.50	1,114,909.24	2.86
三菱商事	日本円	12,500	400,311.56	342,444.98	0.88
三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本円	184,900	1,337,816.84	911,447.40	2.34
MonotaRO	日本円	19,600	246,229.60	450,138.50	1.16
日本碍子	日本円	41,200	940,299.68	607,169.56	1.56
日本電産	日本円	15,400	1,363,001.75	2,179,095.51	5.60
日産化学	日本円	29,200	761,275.90	1,290,448.66	3.31
野村総合研究所	日本円	35,500	1,245,852.58	1,727,981.71	4.44
オーエスジー	日本円	23,100	458,009.93	461,565.15	1.19
大塚商会	日本円	23,400	612,062.29	916,659.94	2.35
パーソルホールディングス	日本円	4,500	72,921.25	84,079.16	0.22
ピジョン	日本円	56,600	1,663,376.73	2,392,263.91	6.15
リクルートホールディングス	日本円	30,700	726,866.74	916,142.71	2.35
リログループ	日本円	52,900	840,196.57	1,436,842.81	3.69
三和ホールディングス	日本円	52,500	450,942.33	627,806.91	1.61
信越化学工業	日本円	9,200	992,457.04	860,167.63	2.21
塩野義製薬	日本円	38,200	1,606,756.90	2,217,589.53	5.70
エス・エム・エス	日本円	23,600	250,296.31	451,034.92	1.16
ソフトバンクグループ	日本円	8,700	830,852.73	901,156.38	2.31
スズキ	日本円	13,600	816,697.09	617,489.13	1.59
シスメックス	日本円	5,400	472,337.56	307,491.82	0.79
T&Dホールディングス	日本円	28,900	360,602.08	309,984.31	0.80
東京海上ホールディングス	日本円	33,900	1,534,845.39	1,702,369.23	4.37
東京エレクトロン	日本円	6,800	1,089,070.88	1,075,577.07	2.76
ツルハホールディングス	日本円	3,800	343,660.30	322,598.27	0.83
ユニ・チャーム	日本円	17,300	570,928.78	565,888.58	1.45

WDBホールディングス	日本円	100	2,935.31	2,967.51	0.01	
西日本旅客鉄道	日本円	5,000	373,781.85	370,323.61	0.95	
安川電機	日本円	48,100	644,131.52	1,765,671.64	4.54	
				30,485,101.69	38,179,263.21	98.07
投資有価証券合計			30,485,101.69	38,179,263.21	98.07	
銀行預金				868,824.90	2.23	
その他の資産純額				(118,887.52)	(0.30)	
純資産総額				38,929,200.59	100.00	

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

国別投資有価証券分類表

2019年4月30日現在

	純資産比率(%)
日本	98.07%
	98.07%

[次へ](#)

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT APRIL 30, 2019

	USD
ASSETS	
Investments in securities at cost value (note 3)	30,485,101.69
Unrealized appreciation	7,694,161.52
Investments in securities at fair value (note 3)	<u>38,179,263.21</u>
Cash at banks	868,824.90
Dividend receivable	254,114.17
Receivable for investments sold	191,559.48
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts (note 12)	987.67
	<u>39,494,749.43</u>
LIABILITIES	
Accrued expenses (note 4)	(73,249.46)
Payable for investments bought	(151,550.14)
Payable for units redeemed	(222,960.58)
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts (note 12)	(117,788.66)
	<u>(565,548.84)</u>
TOTAL NET ASSETS	38,929,200.59
UNITS OUTSTANDING	3,912,225,943
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.009951

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

STATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2019

	USD
INCOME	
Dividends, net (note 3)	631,486.44
Total Income	<u>631,486.44</u>
EXPENSES	
Agent Company fees (note 5)	(21,517.22)
Audit fees	(16,826.36)
Distributor fees (note 6)	(301,240.18)
Investment manager fees (note 7)	(270,558.80)
Manager, custodian, administrator and registrar fees (note 8)	(51,640.99)
Trustee fees (note 9)	(12,817.61)
Sub-custodian fees	(20,787.52)
Other fees	(82,504.75)
	<u>(777,891.64)</u>
NET INVESTMENT LOSS	(146,405.20)
Net realized gain on investments (note 13)	1,637,341.70
Net realized gain on forward foreign exchange contracts (note 13)	3,087,473.46
Net realized loss on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(573,040.20)
NET REALIZED GAIN FOR THE YEAR	4,151,774.96
Change in net unrealized appreciation/(depreciation):	
- on investments (note 13)	(6,334,345.65)
- on forward foreign exchange contracts (note 13)	(580,557.21)
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	518,993.27
	<u>(6,395,909.59)</u>
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(2,690,539.83)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS

	Year ended April 30, 2019	Year ended April 30, 2018	Year ended April 30, 2017
	USD	USD	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	51,531,053.26	74,668,264.93	97,673,636.72
NET INVESTMENT LOSS	(146,405.20)	(364,607.17)	(463,156.61)
Net realized gain on investments (note 13)	1,637,341.70	8,388,962.46	3,049.71
Net realized gain on forward foreign exchange contracts (note 13)	3,087,473.46	490,006.15	332,229.38
Net realized gain/(loss) on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(573,040.20)	(157,570.01)	1,778,902.15
	<u>4,151,774.96</u>	<u>8,721,398.60</u>	<u>2,114,181.24</u>
Change in net unrealized appreciation/(depreciation):			
- on investments (note 13)	(6,334,345.65)	5,760,195.36	6,546,624.61
- on forward foreign exchange contracts (note 13)	(880,557.21)	(897,822.27)	2,306,907.86
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	516,993.27	345,993.58	(1,990,823.04)
	<u>(6,695,909.59)</u>	<u>5,408,266.67</u>	<u>6,862,709.43</u>
Subscriptions	3,336,248.99	11,420,205.12	11,894,826.43
Redemptions	(11,507,363.71)	(46,546,430.03)	(43,413,932.28)
Dividends (note 11)	(1,740,198.12)	(1,776,044.86)	-
	<u>(9,911,312.84)</u>	<u>(36,902,269.77)</u>	<u>(31,519,105.85)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	38,929,200.59	51,531,053.26	74,668,264.93

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS

	Year ended April 30, 2019	Year ended April 30, 2018	Year ended April 30, 2017
Number of units outstanding at the beginning of the year	4,704,188,343	8,149,250,255	11,794,044,509
Number of units issued	319,404,448	1,044,012,430	1,438,125,282
Number of units redeemed	(1,111,356,846)	(4,489,074,342)	(5,062,919,536)
Number of units outstanding at the end of the year	3,912,225,943	4,704,188,343	8,149,250,255

STATISTICAL INFORMATION

Net asset value per unit at the end of the year (expressed in USD)	0.009951	0.010964	0.009163
Total net assets (expressed in USD)	38,929,200.59	51,531,053.26	74,668,264.93

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT APRIL 30, 2019

NOTE 1 GENERAL

Nissay Cayman Trust (the "Trust") is an open-ended exempted umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Law (2011 Revision) of the Cayman Islands dated June 10, 2015 (as supplemented or amended from time to time, the "Trust Deed") executed by Elian Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the "Manager").

As at April 30, 2019, the Trust had only one Sub-Trust:

JPX Nikkei 400 Japan Fund, expressed in United States Dollar (USD).

The investment objective of the Sub-Trust is to seek medium-to-long term capital appreciation by investing primarily in equity securities issued by Japanese companies which are expected to grow ("Japanese Securities").

NOTE 2 UNIT CAPITAL

Subscription of Units

The Initial Issue Price is USD 0.010000 per Unit.

The minimum subscription amount is USD 1,000 or more in multiples of USD 0.01.

Redemptions of Units

The redemption price of a Unit will be the Net Asset Value per Unit as at the Dealing Day on which the relevant redemption request is accepted by the Manager. The Administrator deducts any third party charges or withholding taxes, if applicable, from the redemption proceeds remitted to the redeeming Unitholder. Redemption requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

The Manager may, following consultation with the Investment Manager, declare the distribution of profit from interest, dividends, or any other income (net of expenses); trade profits (including appraisal profits or unrealised income); and distributable principal on February 10 and August 10 (however, if that day is not a Business Day, then the immediately following Business Day) of each year after February of 2016 (or after any subsequent year and/or month as determined by the Manager). Distributions shall be made to Unitholders within five (5) Business Days from (and including) the declaration of distribution.

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles applicable to investment funds in Luxembourg.

Investment Valuation

Investments listed on a stock exchange or traded on any other organized market are valued at the last available price, provided the value of any investment listed on a stock exchange, but acquired or traded at a premium or at a discount outside or off the relevant stock exchange or on an over-the-counter market, are valued taking into account the level of premium or discount as at the date of valuation of the investment.

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT APRIL 30, 2019 (continued)

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in USD. Bank accounts, the valuation of the securities in the portfolios and other assets or liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing on the date of the report.

Applicable currency exchange rates as at April 30, 2019 are as follows:

1 USD = 111.375000 JPY

Income and expenses expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing at the transaction date.

Resulting realized and any unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations.

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rate at the transaction date.

Forward foreign currency exchange contracts

The unrealized appreciation or depreciation resulting from outstanding forward foreign currency exchange contracts are determined on the valuation day on the basis of the forward foreign currency exchange prices applicable on this date and are included in the statement of net assets. Realized gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognized in the statement of operations.

Dividend income

Dividend income is recognized in the statement of operations on the date on which the right to receive payment is established (ex-dividend date).

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

NOTE 4 ACCRUED EXPENSES

	JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND
	USD
Distributor fees (note 6)	19,147.36
Manager, custodian, administrator and registrar fees (note 8)	3,275.94
Other fees	9,222.70
Professional fees	21,093.44
Investment manager fees (note 7)	16,869.08
Trustee fees (note 9)	3,640.92
TOTAL	73,249.46

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT APRIL 30, 2019 (continued)

NOTE 5 AGENT COMPANY FEES

The Agent Company is entitled to receive a fee of 0.05% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 6 DISTRIBUTOR FEES

The Distributor is entitled to receive a fee of 0.70% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 7 INVESTMENT MANAGER FEES

The Investment Manager is entitled to receive a fee of 0.63% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 8 MANAGER, CUSTODIAN, ADMINISTRATOR AND REGISTRAR FEES

The Manager, the Custodian, the Administrator and the Registrar are entitled to receive, collectively, a fee equal to 0.12% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears. The Manager, the Custodian, the Administrator and the Registrar are also entitled to be reimbursed for out-of-pocket expenses out of the assets of the Sub-Trust.

NOTE 9 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive a fee of 0.03% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 10 TAXATION

There are no income, corporation, capital gains or other taxes in effect in the Cayman Islands on the basis of present legislation. The Trustee has received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trusts Law of the Cayman Islands, an undertaking on behalf of the Trust that, for a period of 50 years from June 30, 2015 (date of set-up of the Trust), no law hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax will apply to any income or property of the Trust, or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No capital gains tax or stamp duties are levied in the Cayman Islands on the issue, transfer or redemption of Units.

NOTE 11 DIVIDENDS

The Board of Directors of the Management Company resolved to distribute a dividend for the Sub-Trust:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
08/10/2018	08/17/2018	0.0004	1,740,198.12	USD
		TOTAL	1,740,198.12	

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT APRIL 30, 2019 (continued)

NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Trade data	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Notional Value (USD)	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
04/24/2019	05/31/2019	USD	139,703.81	JPY	15,571,177	139,991.36	287.55	mitsubishi UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
04/23/2019	05/31/2019	USD	21,006.95	JPY	2,343,840	21,070.30	63.35	mitsubishi UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
04/25/2019	05/09/2019	USD	518.41	JPY	57,922	519.77	1.36	mitsubishi UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
04/25/2019	05/31/2019	USD	62,541.63	JPY	6,967,703	62,552.64	11.11	mitsubishi UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
04/15/2019	05/31/2019	USD	58,120.52	JPY	6,263,749	58,313.71	193.19	mitsubishi UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
04/17/2019	05/31/2019	USD	10,032.48	JPY	1,119,934	10,068.67	36.19	mitsubishi UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
04/16/2019	05/31/2019	USD	133,531.97	JPY	14,896,629	133,626.89	384.92	mitsubishi UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
TOTAL							987.67	

As at April 30, 2019, the unrealized appreciation on these contracts was USD 987.67 and is disclosed in the statement of net assets.

Trade data	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Notional Value (USD)	Unrealized depreciation (USD)	Counterparty
04/24/2019	05/07/2019	JPY	19,713	USD	176.33	(176.88)	(0.55)	mitsubishi UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
04/24/2019	05/08/2019	JPY	15,599,453	USD	139,703.81	(139,984.67)	(280.86)	mitsubishi UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
04/23/2019	05/07/2019	JPY	2,348,035	USD	21,006.95	(21,068.67)	(61.72)	mitsubishi UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
04/25/2019	05/10/2019	JPY	6,969,234	USD	62,541.63	(62,550.76)	(9.23)	mitsubishi UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
04/26/2019	05/10/2019	JPY	6,825	USD	60.37	(60.49)	(0.12)	mitsubishi UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
04/12/2019	05/31/2019	JPY	4,285,964,973	USD	38,415,171.85	(38,532,608.03)	(117,438.18)	mitsubishi UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
TOTAL							(117,788.66)	

As at April 30, 2019, the unrealized depreciation on these contracts was USD 117,788.66 and is disclosed in the statement of net assets.

NOTE 13 REALIZED GAIN/(LOSS) AND CHANGE IN NET UNREALIZED APPRECIATION/(DEPRECIATION) ON INVESTMENTS

Realized gain/(loss) for the year ended April 30, 2019 can be analysed as follows :

	USD
Realized gain on investments	2,484,263.52
Realized loss on investments	(846,921.82)
Net realized gain on investments	1,637,341.70
Realized gain on forward foreign exchange contracts	7,518,776.92
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(4,431,303.46)
Net realized gain on forward foreign exchange contracts	3,087,473.46

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT APRIL 30, 2019 (continued)NOTE 13 REALIZED GAIN/(LOSS) AND CHANGE IN NET UNREALIZED
APPRECIATION/(DEPRECIATION) ON INVESTMENTS (continued)

Change in net unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended April 30, 2019 can be analysed as follows:

	April 30, 2018 (USD)	April 30, 2019 (USD)	Change in net unrealized appreciation/ (depreciation) April 30, 2019 (USD)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	14,503,901.53	9,395,891.38	(5,108,010.14)
Unrealized depreciation	(475,394.36)	(1,701,729.87)	(1,226,335.51)
Net unrealized appreciation	14,028,507.17	7,694,161.52	(6,334,345.65)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	770,574.72	987.67	(769,587.05)
Unrealized depreciation	(5,818.50)	(117,788.66)	(110,970.16)
Net unrealized appreciation/(depreciation)	763,756.22	(116,800.99)	(880,557.21)

NOTE 14 SUBSEQUENT EVENTS

There is no material subsequent event to be disclosed.

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS
AS AT APRIL 30, 2019 (expressed in USD)

Description	Currency	Quantity	Cost (note 3)	Market value (note 3)	% of net assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO AN OFFICIAL STOCK EXCHANGE OR DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET					
SHARES					
JAPAN					
AICA KOGYO CO LTD	JPY	12,600	336,014.43	433,723.28	1.11%
BANDAI NAMCO HOLDINGS INC	JPY	35,200	865,094.59	1,072,358.93	4.30%
BENEFIT ONE INC	JPY	52,600	540,423.41	1,089,674.15	2.80%
FANUC CORP	JPY	4,500	830,566.86	838,038.53	2.15%
FAST RETAILING CO LTD	JPY	2,300	1,121,445.22	1,324,888.07	3.40%
FP CORP	JPY	5,400	293,194.08	326,757.66	0.84%
HINO MOTORS LTD	JPY	105,500	1,208,636.12	991,118.49	2.55%
IZUMI CO LTD	JPY	7,800	341,058.20	339,128.23	0.87%
KEYENCE CORP	JPY	4,200	1,662,324.53	2,602,338.65	6.68%
KOITO MANUFACTURING CO LTD	JPY	27,500	1,087,984.25	1,631,930.44	4.19%
KUBOTA CORP	JPY	73,000	1,191,651.50	1,114,000.24	2.86%
MITSUBISHI CORP	JPY	12,500	400,311.59	342,444.98	0.88%
MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC	JPY	184,900	1,337,816.84	911,447.40	2.34%
MONOTARO CO LTD	JPY	19,600	246,229.60	450,138.50	1.16%
NGK INSULATORS LTD	JPY	41,200	940,299.69	607,169.56	1.56%
NIDEC CORP	JPY	15,400	1,383,001.75	2,179,065.51	5.60%
NISSAN CHEMICAL CORP	JPY	29,200	761,275.90	1,290,448.66	3.31%
NOMURA RESEARCH INSTITUTE LTD	JPY	35,500	1,245,852.68	1,727,991.71	4.44%
OSG CORP	JPY	23,100	459,009.93	461,565.15	1.19%
OTSUKA CORP	JPY	23,400	612,062.28	916,659.94	2.35%
PERSOL HOLDINGS CO LTD	JPY	4,500	72,921.25	84,079.16	0.22%
PIGEON CORP	JPY	58,600	1,683,376.73	2,392,263.91	6.13%
RECRUIT HOLDINGS CO LTD	JPY	30,700	726,866.74	916,142.71	2.35%
RELO GROUP INC	JPY	52,900	840,196.57	1,436,842.81	3.69%
SANWA HOLDINGS CORP	JPY	52,500	450,942.33	627,806.91	1.61%
SHIN-ETSU CHEMICAL CO LTD	JPY	9,200	992,457.04	860,167.63	2.21%
SHIONOGI & CO LTD	JPY	38,200	1,606,756.90	2,217,589.53	5.70%
SMS CO LTD	JPY	23,600	250,296.31	451,034.92	1.16%
SOFTBANK GROUP CORP	JPY	8,700	830,852.73	901,156.38	2.31%
SUZUKI MOTOR CORP	JPY	13,500	816,697.09	617,489.13	1.59%
SYSTEMEX CORP	JPY	5,400	472,337.56	307,491.82	0.79%
T&D HOLDINGS INC	JPY	28,900	360,602.08	309,984.31	0.80%
TOKIO MARINE HOLDINGS INC	JPY	33,900	1,534,645.39	1,702,369.23	4.37%
TOKYO ELECTRON LTD	JPY	6,800	1,089,070.68	1,075,577.07	2.76%
TSURUHA HOLDINGS INC	JPY	3,800	343,660.30	322,598.27	0.83%
UNICHARM CORP	JPY	17,300	570,928.78	565,568.58	1.45%
WDB HOLDINGS CO LTD	JPY	100	2,935.31	2,967.61	0.01%
WEST JAPAN RAILWAY CO	JPY	5,000	373,781.85	370,323.61	0.95%
YASKAWA ELECTRIC CORP	JPY	48,100	544,131.52	1,765,571.54	4.54%
			30,485,101.69	38,179,263.21	98.07%
TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES			30,485,101.69	38,179,263.21	98.07%
CASH AT BANKS				868,824.90	2.23%
OTHER NET ASSETS				(118,887.52)	-0.30%
TOTAL NET ASSETS				38,929,200.59	100.00%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

GEOGRAPHICAL CLASSIFICATION OF INVESTMENTS
AS AT APRIL 30, 2019

<hr/>	
(in % of net assets)	
<hr/>	
JAPAN	98.07%
	<hr/> 98.07%

(2)【2018年4月30日終了年度】

【貸借対照表】

J P X日経400ジャパン・ファンド

純資産計算書

2018年4月30日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券取得価額(注3)	34,986,472.21	3,724,660
未実現評価益	14,028,507.17	1,493,475
投資有価証券公正価値(注3)	49,014,979.38	5,218,135
銀行預金	1,503,687.60	160,083
未収配当金	247,267.44	26,324
受益証券申込み未収金	347,553.92	37,001
為替予約契約にかかる未実現評価益(注12)	770,574.72	82,035
	51,884,063.06	5,523,577
負債		
未払費用(注4)	(90,901.90)	(9,677)
未払受益証券買戻し	(255,289.40)	(27,178)
為替予約契約にかかる未実現評価損(注12)	(6,818.50)	(726)
	(353,009.80)	(37,581)
純資産総額	51,531,053.26	5,485,996
発行済受益証券口数	4,704,188,343口	
受益証券1口当たり純資産価格	0.010954米ドル	1円

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

J P X日経400ジャパン・ファンド

運用計算書

2018年4月30日終了年度

	米ドル	千円
収益		
配当金、純額(注3)	696,251.20	74,123
収益合計	696,251.20	74,123
費用		
代行協会員報酬(注5)	(29,279.95)	(3,117)
設立費用償却(注3)	(541.46)	(58)
監査費用	(25,340.69)	(2,698)
販売報酬(注6)	(409,918.26)	(43,640)
投資顧問報酬(注7)	(369,122.52)	(39,297)
管理報酬、保管報酬、管理事務代行報酬 および名義書換事務代行報酬(注8)	(70,566.56)	(7,513)
その他の報酬	(95,112.82)	(10,126)
副保管報酬	(43,305.12)	(4,610)
受託報酬(注9)	(17,670.99)	(1,881)
	(1,060,858.37)	(112,939)
投資純損失	(364,607.17)	(38,816)
投資有価証券に係る実現純利益(注13)	8,388,962.46	893,089
為替予約契約に係る実現純利益(注13)	490,006.15	52,166
その他の資産および負債の為替換算に係る実現純損失	(157,570.01)	(16,775)
当期実現純利益	8,721,398.60	928,480
未実現純評価(損)益の変動:		
- 投資有価証券(注13)	5,760,195.36	613,230
- 為替予約契約(注13)	(697,922.27)	(74,301)
- その他の資産および負債の為替換算	345,993.58	36,834
	5,408,266.67	575,764
運用の結果による純資産の純増加	13,765,058.10	1,465,428

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

J P X日経400ジャパン・ファンド

財務書類に対する注記

2018年4月30日現在

注1 概要

ニッセイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)は、エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)によって締結された2015年6月10日付のケイマン諸島の信託法(2011年改訂)に基づく信託証書(以下「信託証書」(適宜、補足および修正される)という。)により、設立されたオープン・エンド型の免除アンブレラ・ユニット・トラストである。

2018年4月30日現在、ファンドのサブ・ファンドは1本である。

J P X日経400ジャパン・ファンド(米ドルで表示)。

サブ・ファンドの投資目的は、成長が期待される日本企業の株式(以下「日本株」という。)へ主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることである。

注2 資本

受益証券の申込み

当初発行価格は、受益証券1口当たり0.010000米ドルである。

最低申込価格は、1,000米ドル以上0.01米ドル単位。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、該当する買戻請求が管理会社によって受付られた取引日現在の受益証券1口当たり純資産価格となる。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金される買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除する。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

分配金

管理会社は、投資顧問会社と協議の上、経費控除後の利子収入、配当金またはその他の収益、売買益(評価益または未実現利益を含む。)および分配可能な元本から、2016年2月以降(または、管理会社が決定するこれより後の年および/または月以降)、毎年2月10日および8月10日(ただし、当該日が営業日でない場合には翌営業日)に分配を宣言することができる。分配は、その宣言日(同日を含む。)から5営業日以内に受益者に対して行われるものとする。

注3 重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に認められた会計原則に従い表記されている。

投資の評価

証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。

為替換算

本財務書類は、米ドルで表示される。米ドル以外の通貨で表示される銀行口座、有価証券ポートフォリオの評価およびその他の資産または負債は、報告日現在の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

2018年4月30日現在、適用ある為替レートは以下の通りである。

1 米ドル = 109.425000円

米ドル以外の通貨で表示される収益および費用は、取引日の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

実現および未実現為替損益の結果は、運用計算書に計上される。

投資有価証券の取得原価

米ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで米ドルに換算される。

為替予約契約

未決済の為替予約契約から生じる未実現評価損益は、当該日に適用ある為替予約価格に基づき、評価日に決定され、純資産計算書に計上される。為替予約契約から生じる実現損益は、運用計算書に認識される。

受取配当金

受取配当金は、支払いを受領する権利が確定した日(配当落ち日)に運用計算書に認識される。

設立費用

サブ・ファンドに関する設立費用は、2年にわたり償却される。

注4 未払費用

	J P X日経400 ジャパン・ファンド
	米ドル
販売報酬(注6)	26,469.48
管理報酬、保管報酬、管理事務代行報酬 および名義書換事務代行報酬(注8)	4,531.34
その他の報酬	8,505.48
専門家報酬	22,400.16
投資顧問報酬(注7)	24,018.34
受託報酬(注9)	4,977.10
合計	90,901.90

注5 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注6 販売報酬

販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.70%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注7 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.63%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注8 管理報酬、保管報酬、管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬

管理会社、保管会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.12%の報酬を合計で受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。また、管理会社、保管会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの資産の中から立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

注9 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%の報酬(ただし、サブ・ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。)を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注10 税金

ケイマン諸島には、現行法規制の下、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島の信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官から、2015年6月10日(ファンドの設立日)以降50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島におけるキャピタル・ゲイン税または印紙税は課されない。

注11 分配金

管理会社の取締役会は、サブ・ファンドについて分配金を支払うことを決議した。

分配落ち日 (月/日/年)	支払日 (月/日/年)	分配率	合計金額	通貨
02/13/2018	02/20/2018	0.0004	1,776,044.86	米ドル
		合計	1,776,044.86	

注12 為替予約契約に係る未実現損益

取引日 (月/日/年)	決済日 (月/日/年)	通貨	売り	通貨	買い	想定元本 (米ドル)	未実現評価益 (米ドル)	取引相手方
04/25/2018	05/07/2018	米ドル	301,840.44	日本円	32,974,800	302,494.51	654.07	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/25/2018	05/31/2018	米ドル	224,545.52	日本円	24,494,099	225,082.53	537.01	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/26/2018	05/07/2018	米ドル	1,025.79	日本円	112,068	1,028.06	2.27	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/26/2018	05/08/2018	米ドル	45,713.48	日本円	4,997,279	45,845.74	132.26	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/26/2018	05/31/2018	米ドル	31,659.25	日本円	3,455,945	31,757.56	98.31	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/13/2018	05/31/2018	日本円	5,397,575,575	米ドル	50,358,974.22	(49,599,699.88)	759,274.34	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/23/2018	05/31/2018	日本円	9,432,551	米ドル	87,175.55	(86,678.12)	497.43	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/20/2018	05/31/2018	日本円	7,270,832	米ドル	67,660.09	(66,813.53)	846.56	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/16/2018	05/31/2018	日本円	53,959,470	米ドル	504,379.81	(495,847.34)	8,532.47	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
合計							770,574.72	

2018年4月30日現在、当該契約に係る未実現評価益は770,574.72米ドルで、純資産計算書に開示されている。

取引日 (月/日/年)	決済日 (月/日/年)	通貨	売り	通貨	買い	想定元本 (米ドル)	未実現評価損 (米ドル)	取引相手方
04/25/2018	05/07/2018	日本円	24,530,655	米ドル	224,545.52	(225,032.10)	(486.58)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/25/2018	05/31/2018	日本円	32,925,661	米ドル	301,840.44	(302,562.30)	(721.86)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/26/2018	05/08/2018	日本円	3,460,907	米ドル	31,659.25	(31,750.85)	(91.60)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/26/2018	05/31/2018	日本円	4,990,115	米ドル	45,713.48	(45,855.44)	(141.96)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/27/2018	05/08/2018	日本円	12,068	米ドル	110.42	(110.71)	(0.29)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/13/2018	05/31/2018	米ドル	46,564.03	日本円	4,991,441	45,867.63	(696.40)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/17/2018	05/31/2018	米ドル	83,291.56	日本円	8,902,448	81,806.87	(1,484.69)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/23/2018	05/31/2018	米ドル	95,793.50	日本円	10,365,028	95,246.89	(546.61)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
04/20/2018	05/31/2018	米ドル	211,678.26	日本円	22,747,191	209,029.75	(2,648.51)	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A
							合計	(6,818.50)

2018年4月30日現在、当該契約に係る未実現評価損は6,818.50米ドルで、純資産計算書に開示されている。

注13 投資有価証券に係る実現(損)益および未実現純評価(損)益の変動

2018年4月30日終了年度の実現利益の分析は以下の通りである。

	米ドル
投資有価証券に係る実現利益	10,357,613.67
投資有価証券に係る実現損失	(1,968,651.21)
投資有価証券に係る実現純利益	8,388,962.46
為替予約契約に係る実現利益	10,546,905.37
為替予約契約に係る実現損失	(10,056,899.22)
為替予約契約に係る実現純利益	490,006.15

2018年4月30日終了年度の未実現純評価(損)益の変動は、以下のように分析される。

	2017年4月30日 米ドル	2018年4月30日 米ドル	未実現純評価(損)益 の変動 2018年4月30日 米ドル
投資有価証券に係る未実現純評価(損)益の変動			
未実現評価益	9,766,868.91	14,503,901.53	4,737,032.62
未実現評価損	(1,498,557.10)	(475,394.36)	1,023,162.74
未実現純評価益	8,268,311.81	14,028,507.17	5,760,195.36
為替予約契約に係る未実現純評価(損)益の変動			
未実現評価益	1,476,856.20	770,574.72	(706,281.48)
未実現評価損	(15,177.71)	(6,818.50)	8,359.21
未実現純評価(損)益	1,461,678.49	763,756.22	(697,922.27)

[次へ](#)

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT APRIL 30, 2018

	USD
<hr/>	
ASSETS	
Investments in securities at cost value (note 3)	34,986,472.21
Unrealized appreciation	14,028,507.17
Investments in securities at fair value (note 3)	<u>49,014,979.38</u>
Cash at banks	1,503,667.60
Dividend receivable	247,267.44
Receivable for units subscribed	347,553.92
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts (note 12)	770,574.72
	<u>51,884,063.06</u>
LIABILITIES	
Accrued expenses (note 4)	(90,901.90)
Payable for units redeemed	(255,289.40)
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts (note 12)	(6,818.50)
	<u>(353,009.80)</u>
TOTAL NET ASSETS	51,531,053.26
UNITS OUTSTANDING	4,704,188,343
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.010954

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

STATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2018

	USD
INCOME	
Dividends, net (note 3)	696,251.20
Total Income	696,251.20
EXPENSES	
Agent Company fees (note 5)	(29,279.95)
Amortization of formation expenses (note 3)	(541.46)
Audit fees	(25,340.69)
Distributor fees (note 6)	(409,918.26)
Investment manager fees (note 7)	(369,122.52)
Manager, custodian, administrator and registrar fees (note 8)	(70,566.56)
Other fees	(95,112.82)
Sub-custodian fees	(43,305.12)
Trustee fees (note 9)	(17,670.99)
	(1,060,858.37)
NET INVESTMENT LOSS	(364,607.17)
Net realized gain on investments (note 13)	8,388,962.46
Net realized gain on forward foreign exchange contracts (note 13)	490,006.15
Net realized loss on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(157,570.01)
NET REALIZED GAIN FOR THE YEAR	8,721,398.60
Change in net unrealized appreciation/(depreciation):	
- on investments (note 13)	5,760,195.36
- on forward foreign exchange contracts (note 13)	(697,922.27)
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	345,993.58
	5,408,266.67
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	13,765,058.10

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT APRIL 30, 2018

NOTE 1

GENERAL

Nissay Cayman Trust (the "Trust") is an open-ended exempted umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Law (2011 Revision) of the Cayman Islands dated June 10, 2015 (as supplemented or amended from time to time, the "Trust Deed") executed by Elian Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Manager").

As at April 30, 2018, the Trust had only one Sub-Trust:

JPX Nikkei 400 Japan Fund, expressed in United States Dollar (USD).

The investment objective of the Sub-Trust is to seek medium-to-long term capital appreciation by investing primarily in equity securities issued by Japanese companies which are expected to grow ("Japanese Securities").

NOTE 2

UNIT CAPITAL

Subscription of Units

The Initial Issue Price is USD 0.010000 per Unit.

The minimum subscription amount is USD 1,000 or more in multiples of USD 0.01.

Redemptions of Units

The redemption price of a Unit will be the Net Asset Value per Unit as at the Dealing Day on which the relevant redemption request is accepted by the Manager. The Administrator deducts any third party charges or withholding taxes, if applicable, from the redemption proceeds remitted to the redeeming Unitholder. Redemption requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

The Manager may, following consultation with the Investment Manager, declare the distribution of profit from interest, dividends, or any other income (net of expenses); trade profits (including appraisal profits or unrealised income); and distributable principal on February 10 and August 10 (however, if that day is not a Business Day, then the immediately following Business Day) of each year after February of 2016 (or after any subsequent year and/or month as determined by the Manager). Distributions shall be made to Unitholders within five (5) Business Days from (and including) the declaration of distribution.

NOTE 3

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles applicable to investment funds in Luxembourg.

Investment Valuation

Investments listed on a stock exchange or traded on any other organized market are valued at the last available price, provided the value of any investment listed on a stock exchange, but acquired or traded at a premium or at a discount outside or off the relevant stock exchange or on an over-the-counter market, are valued taking into account the level of premium or discount as at the date of valuation of the investment.

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT APRIL 30, 2018 (continued)

NOTE 3

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in USD. Bank accounts, the valuation of the securities in the portfolios and other assets or liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing on the date of the report.

Applicable currency exchange rates as at April 30, 2018 are as follows:

1 USD = 109.425000 JPY

Income and expenses expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing at the transaction date.

Resulting realized and any unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations.

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rate at the transaction date.

Forward foreign currency exchange contracts

The unrealized appreciation or depreciation resulting from outstanding forward foreign currency exchange contracts are determined on the valuation day on the basis of the forward foreign currency exchange prices applicable on this date and are included in the statement of net assets. Realized gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognized in the statement of operations.

Dividend income

Dividend income is recognized in the statement of operations on the date on which the right to receive payment is established (ex-dividend date).

Formation expenses

The organisational expenses relating to the Sub-Trust are amortized over a period of two years.

NOTE 4

ACCRUED EXPENSES

	JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND
	USD
Distributor fees (note 6)	26,469.48
Manager, custodian, administrator and registrar fees (note 8)	4,531.34
Other fees	8,505.48
Professional fees	22,400.16
Investment manager fees (note 7)	24,018.34
Trustee fees (note 9)	4,977.10
TOTAL	90,901.90

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT APRIL 30, 2018 (continued)

NOTE 5 AGENT COMPANY FEES

The Agent Company is entitled to receive a fee of 0.05% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 6 DISTRIBUTOR FEES

The Distributor is entitled to receive a fee of 0.70% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 7 INVESTMENT MANAGER FEES

The Investment Manager is entitled to receive a fee of 0.63% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 8 MANAGER, CUSTODIAN, ADMINISTRATOR AND REGISTRAR FEES

The Manager, the Custodian, the Administrator and the Registrar are entitled to receive, collectively, a fee equal to 0.12% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears. The Manager, the Custodian, the Administrator and the Registrar are also entitled to be reimbursed for out-of-pocket expenses out of the assets of the Sub-Trust.

NOTE 9 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive a fee of 0.03% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 10 TAXATION

There are no income, corporation, capital gains or other taxes in effect in the Cayman Islands on the basis of present legislation. The Trustee has received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trusts Law of the Cayman Islands, an undertaking on behalf of the Trust that, for a period of 50 years from June 10, 2015 (date of set-up of the Trust), no law hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax will apply to any income or property of the Trust, or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No capital gains tax or stamp duties are levied in the Cayman Islands on the issue, transfer or redemption of Units.

NOTE 11 DIVIDENDS

The Board of Directors of the Management Company resolved to pay a dividend for the sub-fund:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
02/13/2018	02/20/2018	0.0004	1,776,044.86	USD
		TOTAL	1,776,044.86	

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT APRIL 30, 2018 (continued)

NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Notional Value (USD)	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
04/25/2018	05/07/2018	USD	301,840.44	JPY	32,974,800	302,494.51	654.07	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/25/2018	05/31/2018	USD	224,545.52	JPY	24,494,099	225,082.53	537.01	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/26/2018	05/07/2018	USD	1,025.79	JPY	112,068	1,028.08	2.27	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/26/2018	05/08/2018	USD	45,713.48	JPY	4,997,279	45,845.74	132.28	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/26/2018	05/31/2018	USD	31,659.25	JPY	3,455,945	31,757.58	98.31	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/13/2018	05/31/2018	JPY	5,397,575,575	USD	50,358,974.22	(49,599,899.88)	759,274.34	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/23/2018	05/31/2018	JPY	9,432,551	USD	87,175.55	(88,678.12)	497.43	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/20/2018	05/31/2018	JPY	7,270,832	USD	67,680.09	(68,813.53)	846.58	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/16/2018	05/31/2018	JPY	53,959,470	USD	504,379.81	(495,847.34)	8,532.47	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
TOTAL							770,574.72	

As at April 30, 2018, the unrealized appreciation on these contracts was USD 770,574.72 and is disclosed in the statement of net assets.

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Notional Value (USD)	Unrealized depreciation (USD)	Counterparty
04/25/2018	05/07/2018	JPY	24,530,655	USD	224,545.52	(225,032.10)	(486.58)	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/25/2018	05/31/2018	JPY	32,925,661	USD	301,840.44	(302,562.30)	(721.86)	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/26/2018	05/08/2018	JPY	3,480,907	USD	31,659.25	(31,750.85)	(91.60)	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/26/2018	05/31/2018	JPY	4,990,115	USD	45,713.48	(45,855.44)	(141.96)	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/27/2018	05/08/2018	JPY	12,068	USD	110.42	(110.71)	(0.29)	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/13/2018	05/31/2018	USD	46,584.03	JPY	4,991,441	45,867.63	(696.40)	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/17/2018	05/31/2018	USD	83,291.58	JPY	8,902,448	81,808.87	(1,484.69)	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/23/2018	05/31/2018	USD	95,793.50	JPY	10,365,028	95,248.89	(546.61)	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
04/20/2018	05/31/2018	USD	211,878.26	JPY	22,747,191	209,029.75	(2,848.51)	mitsubishi ufj investor services & banking (LUXEMBOURG) S.A.
TOTAL							(6,818.50)	

As at April 30, 2018, the unrealized depreciation on these contracts was USD 6,818.50 and is disclosed in the statement of net assets.

JPX NIKKEI 400 JAPAN FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT APRIL 30, 2018 (continued)

NOTE 13

REALIZED GAIN/(LOSS) AND CHANGE IN NET UNREALIZED
APPRECIATION/(DEPRECIATION) ON INVESTMENTS

Realized gain for the year ended April 30, 2018 can be analysed as follows :

	USD
Realized gain on investments	10,357,813.67
Realized loss on investments	(1,968,851.21)
Net realized gain on Investments	8,388,962.46
Realized gain on forward foreign exchange contracts	10,546,905.37
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(10,056,899.22)
Net realized gain on forward foreign exchange contracts	490,006.15

Change in net unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended April 30, 2018 can be analysed as follows:

	April 30, 2017 (USD)	April 30, 2018 (USD)	Change in net unrealized appreciation/ (depreciation) April 30, 2018 (USD)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	9,786,868.91	14,503,901.53	4,737,032.62
Unrealized depreciation	(1,498,557.10)	(475,394.36)	1,023,162.74
Net unrealized appreciation	8,288,311.81	14,028,507.17	5,760,195.36
Change in net unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	1,476,856.20	770,574.72	(706,281.48)
Unrealized depreciation	(15,177.71)	(6,618.50)	8,359.21
Net unrealized appreciation/(depreciation)	1,461,678.49	763,956.22	(697,922.27)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年8月末日現在)

	米ドル(を除く)	千円(、 を除く)
資産総額	35,221,698.43	3,749,702
負債総額	222,534.75	23,691
純資産総額(-)	34,999,163.68	3,726,011
発行済口数	3,780,290,190口	
1口当たり純資産価格 (/)	0.009258	0.9856円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

サブ・ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り287 - 289番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。)による受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額(2019年8月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約199億円)

発行済株式総数 5,051,655株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2014年8月末日	37,117,968.52米ドル
2015年8月末日	37,117,968.52米ドル
2016年8月末日	37,117,968.52米ドル
2017年11月9日	187,117,965.90米ドル
2018年8月末日	187,117,965.90米ドル
2019年8月末日	187,117,965.90米ドル

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長ならびに株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役1名(取締役である必要はない。)を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

受託会社は、以下の場合、受益者決議による事前の承認を得て、管理会社に書面で通知することにより、いつでも、管理会社を解任することができるものとする。(a) 管理会社が清算手続きに入った場合(ただし、受託会社によって事前に書面で承認された(かかる承認は不当に差し控えられたり、または延期されてはならない。)条件に基づく再建または合併のための任意清算を除く。)、(b) 管理会社の資産もしくは事業の全部もしくは大部分に関し、管財人もしくは受託者が任命された場合、(c) 管理会社が債権者集会を招集した場合、またはその債権者の利益のために取決めを行った場合もしくはその提案を行った場合、もしくは示談にした場合もしくはその提案を行った場合、もしくは財産権を譲渡した場合もしくはその提案を行った場合、(d) 管理会社が業務を停止した場合、または受託会社が合理的に許可しないいずれかの会社または個人の事実上の管理下に置かれた(受託会社の合理的な判断に基づき)場合、または(e) 管理会社が信託証書に基づく管理会社の債務の重大な不履行に陥った場合で、かつ(かかる不履行が解消され得る場合においても)かかる不履行の解消を要求する受託会社からの通知を受け取った日から30日以内にかかる不履行を解消することを怠った場合。信託証書の規定に基づく管理会社の退任または解任により、(a) 信託証書は、管理会社に関し効力を有さなくなるものとする。ただし、管理会社は、信託証書に基づくその他の権利を毀損することなく、信託証書に基づき管理会社の利益となるよう管理会社に付与されたすべての補償(退任または解任にかかわらず管理会社の利益であり続ける)の恩恵を受けるものとし、かかる退任の日までに発生したものの未払いとなっているすべての報酬およびその他の金銭を受け取るものとする。(b) 管理会社は、受託会社に対しファンドの業務に関するすべての会計帳簿、記録、名簿、通信および文書、ならびに資産を受託会社に引き渡す(またはその指示に従う。)ものとし、また、ファンドに関し管理会社の名義でまたはその指示で以前に保管されていたすべての資産を受託会社に付与するあらゆる必要な措置をとるものとする。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、いかなる損失または損害についても、かかる損失または損害が管理会社自体の詐欺、故意の債務不履行または重過失に起因するものである場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

受託会社(ならびにシリーズ会社およびシリーズ会社の取締役または役員)は、何時かにまたは何らかの理由によりサブ・ファンドの信託資金もしくはその一部にまたはその収益に生じるまたは課される損失、損害、請求、費用または経費について責任を負わないものとするが、かかる損失または損害が受託会社自体の詐欺、故意の債務不履行または重過失に起因するものである場合はこの限りではない。特に、以下について(ただし、これらに限られない。)受託会社は(自らの詐欺、故意の債務不履行または重過失がない場合は)いかなる負債または責任も負わないものとする。(a) 通知、決議、指図もしくはその他の文書、書類もしくは権原証書に依拠して受託会社が行ったもしくは行わなかった事柄または受託会社が真正であり、かつ、適切に可決、捺印、署名、交付もしくはその他に有効に作成されたと合理的に信じる事柄、(b) 受益証券の権原または譲渡に影響を及ぼす証明書または文書の裏書に付された署名または捺印またはその真正性の確認(受託会社は、かかる裏書、様式またはその他の文書に付された偽造のまたは不正な署名または捺印についても、偽造のまたは不正な署名または捺印に基づいて行為することまたはこれを有効なものにすることについても責任を負わないものとする。)、(c) 受託会社または管理会社のために行う会計士、ブローカー、弁護士またはその他の代理人もしくはアドバイザーからの助言または情報に基づく行為および当該助言または情報に依拠して受託会社が行ったまたは行わなかった事柄、(d) 受託会社または管理会社の会計士、ブローカー、弁護士またはその他の代理人もしくはアドバイザーの違反行為、誤り、不注意、判断の誤り、または誠実さの欠缺(かかる代理人またはアドバイザーからの助言または情報は、書簡、電報、電話、テレックス・メッセージ、海底電信、ファクシミリ送信または電子メールにより付与される。)(受託会社は、かかる書簡、電報、電話、テレックス・メッセージ、海底電信、ファクシミリ送信または電子メールにより伝達されたものとみなされる助言または情報に基づく行為について、その情報が過誤を含むかまたは真正でなかった場合でも、何ら責任を負わないものとする。)、(e) 信託証書の規定に基づく何らかの性質の取引から生じたまたは当該取引に関係するいずれかの法域の財務当局への公課・費用等またはその他の税金もしくは手数料

もしくはその他の賦課金の支払を誠実に行ったまたは負担したことを受益者またはその他の者に説明すること、(f)適用法に基づく受益証券の登録が義務付けられた法域の在住者に対する当該受益証券の販売(信託証券第40条を損なうことなく、受託会社は、受益証券の販売または流通に関する米国、日本またはその他の証券法の違反から生じる債務について関連サブ・ファンドの信託資金から自らを補償することができる。)、(f)および受託会社の(またはその代理人の)合理的支配の及ばない事由または状況から生じるまたは当該事由または状況に起因する損失、請求または経費(信託証券に基づく業務の遅滞もしくは休止または作業停止、テロ行為、電力もしくはその他の機械的故障、コンピューター・ウィルス、自然災害、政府措置、通信途絶もしくはその他の遂行を不可能にすることによる損害を含むがこれらに限られない。)

信託証券の他の規定にかかわらず、受託会社はいかなる場合も以下のいずれに関しても責任を負わないものとする。(a)間接的、特別または派生的な損失または損害、(b)投資運用会社の投資助言もしくは実績または投資対象の購入、選択もしくは受諾または投資対象の売却、交換もしくは変更(受託会社は、いかなる場合も、投資運用会社による裁量の行使から生じるいかなる損失についても責任を負わないものとする。)、(c)管理会社による作為もしくは不作為または管理会社もしくはその委任先から与えられた指示もしくは指図に関する行為または管理会社もしくはその委任先が受託会社に受託会社の権限、職務もしくは裁量の行使を要求もしくは請求しなかったことから生じる損失、損害、請求、費用または経費、(d)受託会社が他者から受領した情報、記録、報告およびその他のデータに依拠しそれを使用した結果生じる損失、損害、請求、費用または経費、および(e)受託会社が信託証券の規定により、管理会社もしくは受益者の指図に応じてまたは管理会社もしくは受益者の助言に基づいてまたは管理会社もしくは受益者と協議した上で行為することが義務付けられてまたは授權されており、受託会社がそのように行為した場合に生じる損失、損害、請求、費用または経費。

管理会社は、2019年7月末日現在、以下の投資信託を運営および管理している。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産価額の合計
ケイマン諸島	契約型投資信託(アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。)	42	4,902,075,305.62米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の最近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンスビリティ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年8月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.46円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2018年12月31日現在

(単位:米ドル)

資産

	注記	2018年		2017年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	31.1,31.3	3,714,129,527	395,406,229	2,294,618,594	244,285,096
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,15,31.1,31.3	3,533,550,709	376,181,808	4,079,919,230	434,348,201
a) 要求払い		2,311,150,709	246,045,104	3,137,919,230	334,062,881
b) その他のローンおよび貸付金		1,222,400,000	130,136,704	942,000,000	100,285,320
顧客に対するローンおよび貸付金	31.1,31.3	372,880	39,697	265,472	28,262
株式およびその他の変動利回り有価証券	4,15,31.1,31.3	2,834	302	14,984	1,595
固定資産	5	3,783,033	402,742	4,125,181	439,167
その他の資産		257	27	180	19
前払金および未収収益	6,15	36,979,553	3,936,843	24,028,149	2,558,037
資産合計	7	7,288,818,793	775,967,649	6,402,971,790	681,660,377

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(続き)

2018年12月31日現在

(単位:米ドル)

負債

	注記	2018年		2017年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する未払金	15,31.1	1,794,570,343	191,049,959	2,103,521,459	223,940,895
a) 要求払い		1,565,940,343	166,710,009	2,103,521,459	223,940,895
b) 合意済み満期日付		228,630,000	24,339,950	0	0
顧客に対する未払金	8,15,31.1	5,073,055,610	540,077,500	3,913,497,702	416,630,965
a) 要求払い		5,071,655,610	539,928,456	3,913,497,702	416,630,965
b) 合意済み満期日付		1,400,000	149,044	0	0
その他の負債	9	2,206,816	234,938	1,867,543	198,819
未払金および繰延利益	10,15	15,704,349	1,671,885	18,519,456	1,971,581
引当金		18,148,556	1,932,095	20,211,255	2,151,690
a) 納税引当金	11	16,536,604	1,760,487	18,691,834	1,989,933
b) その他の引当金	12	1,611,952	171,608	1,519,421	161,758
発行済資本	13	187,117,966	19,920,579	187,117,966	19,920,579
準備金	14	158,191,749	16,841,094	124,372,931	13,240,742
繰越損益	14	3,259	347	4,686	499
当期利益		39,820,145	4,239,253	33,858,792	3,604,607
負債合計	16	7,288,818,793	775,967,649	6,402,971,790	681,660,377

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目

2018年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2018年		2017年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	17,31.1	541,339	57,631	578,509	61,588
内訳:					
保証金および担保証券として 差入れた資産		541,339	57,631	578,509	61,588
信託運用	20	92,427,954,484	9,839,880,034	81,804,130,253	8,708,867,707

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2) 【損益計算書】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2018年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	2018年		2017年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		81,824,073	8,710,991	54,056,442	5,754,849
<u>内訳：</u>					
- 預金について受領された負の利息		5,448,991	580,100	2,221,669	236,519
- 為替スワップからの金利差益		31,789,988	3,384,362	27,650,438	2,943,666
未払利息および類似費用		(40,218,579)	(4,281,670)	(16,495,414)	(1,756,102)
<u>内訳：</u>					
- ローンおよび貸付金について支払われた負の利息		(12,070,732)	(1,285,050)	(9,439,648)	(1,004,945)
- 為替スワップからの金利差損		(392,542)	(41,790)	(254,716)	(27,117)
有価証券からの収益		92	10	750,200	79,866
株式およびその他の変動利回り 有価証券からの収益		92	10	750,200	79,866
未収手数料	21	115,660,720	12,313,240	106,256,230	11,312,038
未払手数料		(56,930,365)	(6,060,807)	(52,040,385)	(5,540,219)
金融業務の純利益		4,336,416	461,655	6,388,924	680,165
その他の事業収益	22	4,322,262	460,148	2,484,563	264,507
一般管理費用		(51,755,210)	(5,509,860)	(51,064,124)	(5,436,287)
a) スタッフ費用	24,25	(20,839,657)	(2,218,590)	(20,806,005)	(2,215,007)
<u>内訳：</u>					
- 賃金およびサラリー		(16,818,051)	(1,790,450)	(16,838,247)	(1,792,600)
- 社会保障費		(2,632,035)	(280,206)	(2,420,642)	(257,702)
<u>内訳：</u>					
- 年金に関する社会保障費		(1,596,915)	(170,008)	(1,541,426)	(164,100)
b) その他の一般管理費用	26,30	(30,915,553)	(3,291,270)	(30,258,119)	(3,221,279)

有形および無形資産に関する価値調整		(1,767,494)	(188,167)	(2,589,398)	(275,667)
その他の事業費用	23	(605,778)	(64,491)	(507,993)	(54,081)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(13,169,369)	(1,402,011)	(11,831,429)	(1,259,574)
税引後経常収益		41,696,768	4,439,038	35,407,616	3,769,495
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(1,876,623)	(199,785)	(1,548,824)	(164,888)
当期利益		39,820,145	4,239,253	33,858,792	3,604,607

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

財務諸表に対する注記

2018年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUG」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、当行の資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。当行の主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

2016年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「MIBL」という。)へ変更した。

2017年5月31日付で、三菱UFJ信託銀行株式会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の議決権付株式の100%を取得した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループの専務取締役および社外取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他のすべての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、すべての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、すべての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる未実現損益の場合、期末に中立化される。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。2018年度に計上された先渡取引の未実現損失に対する引当金はない(2017年：なし)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、財務書類作成日にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2018年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2017年：なし)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

- ・ハードウェア機器：4年
- ・ソフトウェア：4年および5年
- ・その他の無形資産：5年
- ・その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11. 前払金および未収収益

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.12. 未払金および繰延利益

かかる負債項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した収益を含む。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

2.14. 収益の認識

当行の主な収入源は、利息および受取手数料で構成される。当行は、顧客に提供する幅広いサービスから報酬および受取手数料を獲得する。

収益は、一般に、サービスが提供される期間にわたって関連するサービスが履行または認識される時点で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
3か月以下	543,400,000	135,000,000
3か月超1年以下	679,000,000	807,000,000
	<u>1,222,400,000</u>	<u>942,000,000</u>

注4 株式およびその他の変動利回り有価証券

「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券はすべて、2,834米ドル(2017年:14,984米ドル)の未上場有価証券で構成される。

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産:

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 有形資産	3,824,149	115,904	(660,418)	(183,596)	3,096,039	2,325,231	770,808
a) ハードウェア	1,336,134	111,903	(644,414)	(64,147)	739,476	574,142	165,334
b) その他付属品、 家具、機器、 車両	2,488,015	4,001	(16,004)	(119,449)	2,356,563	1,751,089	605,474
2. 無形資産	18,907,410	1,509,749	(419,631)	(814,339)	19,183,189	16,170,964	3,012,225
a) ソフトウェア	16,961,971	1,509,749	(419,631)	(814,339)	17,237,750	14,225,525	3,012,225
b) 有価約因に 基づいて取得 したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
米国内国歳入庁、米国税務当局に支払われた前払金	0	1,258,254
未収利息	15,591,714	4,666,886
管理会社手数料	921,843	283,041
信託業務手数料	2,124,415	1,969,915
全体保管手数料	9,573,008	8,936,086
投資ファンド手数料	5,836,414	3,813,147
前払一般経費	481,264	644,074
前払法人税	765	134,936
未収還付付加価値税(VAT)	62,649	690,238
その他の未収収益	483,831	319,145
その他の手数料	162,315	671,075
その他の前払金	664,574	393,820
スワップに係る未収利息	1,076,761	247,532
	<u>36,979,553</u>	<u>24,028,149</u>

注7 外貨建て資産

2018年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、5,393,986,107米ドル(2017年：4,008,887,622米ドル)である。

注8 顧客未払金

2018年12月31日現在、要求払いのものを除く残存期間が1か月未満の債務は、1,400,000米ドルであった。

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
優先債務	618,902	841,978
諸債務	1,587,914	1,025,565
	<u>2,206,816</u>	<u>1,867,543</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
未払手数料	6,908,708	6,607,907
未払一般経費	3,224,725	5,653,314
未払利息	3,347,939	885,708
保管報酬に関連する繰延収益	308,226	524,416
外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化(注2.2)	1,717,819	4,680,727
その他の未払費用	122,543	142,861
その他の仮受金(*)	74,389	24,523
	<u>15,704,349</u>	<u>18,519,456</u>

(*)関連受益者に対する2018年12月31日以降の未払仮受金に係る仮勘定。

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルクの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日(改正)法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

2018年12月31日現在、繰延税負債はない。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は、報酬引当金で構成される。

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
報酬引当金	1,611,952	1,519,421
	<u>1,611,952</u>	<u>1,519,421</u>

注13 発行済資本

2018年12月31日現在、当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの5,002,575株およびクラスBの49,080株に対して187,117,966米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2018年1月1日現在の残高	3,711,797	120,661,134	4,686
2017年12月31日終了年度の利益	0	0	33,858,792
利益の増加			
- 株主への配当金支払	0	0	(41,401)
- 2018年純資産税準備金への振替	0	8,700,000	(8,700,000)
- 2012年純資産税準備金からの振替	0	(3,304,122)	3,304,122
- 自由準備金への割り当て	0	26,730,000	(26,730,000)
- 法定準備金への割り当て	1,692,940	0	(1,692,940)
2018年12月31日現在の残高	<u>5,404,737</u>	<u>152,787,012</u>	<u>3,259</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。

2015年11月19日付でルクセンブルグ税務当局により発行された通達、Fort. N° 47bisは、納税者が2014年および2015年の両年度の純資産税控除の恩恵を十分に受けるために純資産税準備金を一つのみ設定することができるよう、専門の規則を定めている。かかる引当金は、2014年および2015年(経過措置)に利用可能な最も高い控除額の5倍に相当する。総額22,444,927米ドル(2017年:17,049,049米ドル)の純資産税特別準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2018年3月23日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、8,700,000米ドルを2018年の純資産税特別準備金に割り当て、また、2012年の純資産税特別準備金3,304,122米ドルを準備金に計上した。

2018年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2018年 純資産税準備金 米ドル
2013年	3,101,000
2014年-2015年	3,019,136
2016年	3,348,440
2017年	4,276,351
2018年	8,700,000
2018年12月31日現在の残高	<u>22,444,927</u>

注15 関連会社残高

2018年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,314,382,591	3,789,891,462
前払金および未収収益	24,033,836	10,791,736
	<u>3,338,416,427</u>	<u>3,800,683,198</u>

負債

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,787,952,744	2,098,463,451
顧客に対する未払金	1,001,503,360	659,726,748
未払金および繰延利益	5,654,686	4,972,871
	<u>2,795,110,790</u>	<u>2,763,163,070</u>

当行は、2018年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局(CSSF)は、2013年6月26日付の(パート4)規則(EU)575/2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ(三菱UFJフィナンシャル・グループ)に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2018年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、3,450,572,108米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2018年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,313,256,918
前払金および未収収益	15,595,810
外国為替取引(市場リスク手法)	121,719,380
	<u>3,450,572,108</u>

注16 外貨建て負債

2018年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、3,951,265,679米ドル(2017年:2,973,768,077米ドル)である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
発行済念書	541,339	578,509
	<u>541,339</u>	<u>578,509</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	6,499,120	521,191

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2018年12月31日および2017年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引(スワップ、アウトライト)

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 未収手数料

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
投資ファンド報酬	21,506,351	19,403,089
機関投資家からの全体保管報酬	80,663,753	74,948,090
信託取引報酬	11,772,959	10,347,746
管理会社に対するサービス報酬	921,843	1,003,474
その他の報酬および手数料	795,814	553,831
	<u>115,660,720</u>	<u>106,256,230</u>

未収手数料は、以下で構成される。

投資ファンド報酬は、保管業務、中央管理事務代行業務、預託業務およびその他の業務に関して投資ファンドに課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、管理下にあるファンドの純資産価額に基づいて計算される。

機関投資家からの全体保管報酬は、証券取引管理、決済、コーポレートアクション、収益回収および議決権代理行使を含む全体保管業務に関して機関投資家に課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、預り資産および取引数に基づいて計算される。

信託取引報酬は、保管取引、キャッシュ・マネジメントおよびフィデューシャリー・ノートの発行を含む受託資産から得られる報酬および手数料で構成される。当該報酬は、運用資産および取引数に基づいて計算される。

管理会社に対するサービス報酬には、機能的支出をカバーする報酬および品質保証契約に基づくサポート・サービスに対する報酬が含まれる。

その他の報酬および手数料には、上場代理人報酬、保証報酬、銀行サービス報酬およびファンド注文デスクサービス報酬などの様々な報酬が含まれる。

注22 その他の事業収益

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
2013年、2014年、2015年および2017年度の法人税の調整	2,530,324	0
過年度の手数料の調整	1,151,445	226,068
過年度の一般経費調整からの利益	414,867	568,181
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬 (品質保証契約)	70,598	67,500
前年度の還付付加価値税(VAT)(2012年-2014年度)	0	1,441,990
その他の事業収益	155,028	180,824
	<u>4,322,262</u>	<u>2,484,563</u>

注23 その他の事業費用

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	345,919	346,695
過年度の手数料	220,859	137,159
過年度の利息	7,836	13,741
その他事業損失	31,164	10,398
	<u>605,778</u>	<u>507,993</u>

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2018年 人数	2017年 人数
上級管理職	29	30
中間管理職	71	66
従業員	67	74
	<u>167</u>	<u>170</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
上級管理職	<u>5,084,843</u>	<u>5,832,575</u>
内、各種報酬	875,409	871,739
内、固定報酬	4,209,434	4,960,836

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2018年12月31日および2017年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
データ費用	1,372,967	1,165,998
維持費	1,264,913	1,041,720

会費	2,847,608	1,442,936
専門家報酬	3,550,904	4,376,343
賃貸および関連費用	1,141,991	1,109,879
業務契約	4,997,353	5,192,885
業務費用	2,847,497	3,412,539
システム費用	11,679,286	11,204,978
通信費用	363,250	384,358
旅費、交通費、出張費	203,378	226,957
その他の費用	646,406	699,526
	<u>30,915,553</u>	<u>30,258,119</u>

会費の増加は、2018年度中に単一破綻処理基金に支払われた費用の増加に起因する。

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
法人税	9,760,432	8,893,072
地方事業税	3,408,937	2,938,357
	<u>13,169,369</u>	<u>11,831,429</u>

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
付加価値税(VAT)	1,819,754	1,483,823
その他の税金	56,869	65,001
	<u>1,876,623</u>	<u>1,548,824</u>

注28 親会社

2018年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が100%を共同で出資する子会社である。

当行の財務書類は、日本国財務省関東財務局の登録金融機関番号33を有し、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登録住所を有する三菱UFJ信託銀行株式会社の連結財務書類に含まれている。

持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

金融機関および特定の投資会社の破綻処理、再編および清算手続きに関する法律ならびに預金保証および投資者への補償制度に関する法律(以下「法律」という。)を、金融機関および投資会社の再建、破綻処理に対する枠組みを設定したルクセンブルグ法指令2014/59/EUならびに預金保証および投資者への補償制度に関する指令2014/49/EUに置き替える案が、2015年12月18日に可決された。

預金保証制度(「ルクセンブルグ預金保証基金」(以下「FGDL」という。))および投資者への補償制度(「ルクセンブルグ投資家補償制度」(以下「SIIL」という。))は、各預金者の適格な預金については100,000ユーロを上限とし、投資については20,000ユーロを上限として補填されるもので

ある。法律はまた、特定の取引または特定の社会目的もしくはその他の目的を満たす預金について、12か月にわたって100,000ユーロを超える金額に対して補填されると規定している。

金融機関は、それぞれFGDLに対して、ルクセンブルグの銀行破綻処理基金(「ルクセンブルグ破綻処理基金」(以下「FRL」という。))に毎年拠出する。

法律第107条(1)において定義されるとおり、FRL積立額は、2024年末までにすべての参加各国における認可済み金融機関の付保預金額の少なくとも1%に達する見込みである。かかる金額は、2015年から2024年にわたって回収される予定である。

法律第179条(1)において定義されるとおり、FGDLの積立ての目標水準は、該当する金融機関の付保預金の0.8%に設定されており、年間拠出を通じて、2018年度末までに当該水準に達する見込みである。かかる金額は、2016年から2018年にわたって回収される予定である。法律第180条(1)において定義されるとおり、0.8%の水準に達した時に、ルクセンブルグの金融機関は、安全バッファとして追加の付保預金の0.8%を構築するために、さらに8年間継続して拠出するものとする。

2018年12月31日終了年度において、当行の年間拠出金は、1,686,439ユーロ(1,988,649米ドル)であった。

注30 監査報酬

会計年度中、当行は監査法人およびその全ネットワークから以下の報酬(付加価値税(VAT)を除く)を請求されている。

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
監査報酬	329,206	265,049
監査関連報酬	139,547	157,633
税務費用	39,220	41,309
その他の報酬	0	26,272
	<u>507,973</u>	<u>490,263</u>

会計年度中に監査法人の全ネットワークにより提供された非監査業務には、以下の業務が含まれていない。

- a. 2018年1月1日から2018年12月31日までの期間における I S A E 3 4 0 2 / S O C 1 タイプ 2 報告書
- b. 納税申告書の作成
- c. 付加価値税 (V A T) 申告書の作成

注31 金融商品の開示

31.1. 主要な非トレーディング金融商品

2018年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
B C L 残高	3,714,129,527	0	0	0	3,714,129,527
金融機関に対するローン および貸付金	2,854,550,709	679,000,000	0	0	3,533,550,709
顧客に対するローンおよび 貸付金	372,880	0	0	0	372,880
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	2,834	2,834
金融資産合計	6,569,053,116	679,000,000	0	2,834	7,248,055,950
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,794,570,343	0	0	0	1,794,570,343
顧客に対する未払金	5,073,055,610	0	0	0	5,073,055,610
金融負債合計	6,867,625,953	0	0	0	6,867,625,953
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
保証金	541,339	0	0	0	541,339
保証金合計	541,339	0	0	0	541,339

2017年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
BCL残高	2,294,618,594	0	0	0	2,294,618,594
金融機関に対するローン および貸付金	3,272,919,230	807,000,000			4,079,919,230
顧客に対するローンおよび 貸付金	265,472	0	0	0	265,472
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	14,984	14,984
金融資産合計	5,567,803,296	807,000,000	0	14,984	6,374,818,280
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	2,103,521,459	0	0	0	2,103,521,459
顧客に対する未払金	3,913,497,702	0	0	0	3,913,497,702
金融負債合計	6,017,019,161	0	0	0	6,017,019,161
偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている 項目					
保証金	578,509	0	0	0	578,509
保証金合計	578,509	0	0	0	578,509

31.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2018年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,271,219,543	3,321,504	0	0	3,274,541,047	77,666,609
スワップ	1,394,522,057	0			1,394,522,057	2,067,411
合計	4,665,741,600	3,321,504	0	0	4,669,063,104	79,734,020
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,303,598,230	3,270,027	0	0	3,306,868,257	76,992,277
スワップ	854,553,985	0	0	0	854,553,985	2,708,455
合計	4,158,152,215	3,270,027	0	0	4,161,422,242	79,700,732

上記の金額には、取引日が2018年12月31日以前で、評価日が2018年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2017年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,257,117,915	0	0	0	3,257,117,915	24,750,086
スワップ	812,986,742	0	0	0	812,986,742	2,151,255
合計	4,070,104,657	0	0	0	4,070,104,657	26,901,341
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,057,118,085	0	0	0	3,057,118,085	22,397,245
スワップ	2,201,155,324	0	0	0	2,201,155,324	8,610,571
合計	5,258,273,409	0	0	0	5,258,273,409	31,007,816

上記の金額には、取引日が2017年12月31日以前で、評価日が2017年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

31.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2018年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2018年 簿価 米ドル	2017年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、BCL残高	3,714,129,527	2,294,618,594
EU加盟国	3,714,129,527	2,294,618,594
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,533,550,709	4,079,919,230
EU加盟国	180,725,105	470,317,266
北および中央アメリカ	722,872,089	1,493,150,265
アジア	2,605,130,138	2,104,162,750
ヨーロッパ(非EU加盟国)	5,033,138	9,871,366
オーストラリアおよびニュージーランド	19,790,239	2,417,583
顧客に対するローンおよび貸付金	372,880	265,472
EU加盟国	50,865	4,473
北および中央アメリカ	318,231	39,775
アジア	4	221,074
ヨーロッパ(非EU加盟国)	3,780	150
株式およびその他の変動利回り有価証券	2,834	14,984
北および中央アメリカ	0	12,008
EU加盟国	2,834	2,976
合計	7,248,055,950	6,374,818,280

31.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2018年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2018年 未払想定元本 米ドル	2018年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	3,160,915,130	75,043,013
アメリカ	113,600,617	2,623,478
アジア	25,301	118
スワップ		
EU加盟国	1,394,522,057	2,067,411
合計	4,669,063,105	79,734,020

2017年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2017年 未払想定元本 米ドル	2017年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	1,151,209,346	8,548,868
アメリカ	2,105,636,836	16,199,995
アジア	271,733	1,223
スワップ		
EU加盟国	812,986,742	2,151,255
合計	4,070,104,657	26,901,341

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2018

(in USD)

ASSETS

	Notes	2018	2017
Cash, balances with central banks and post office banks	31.1., 31.3.	3.714.129.527	2.294.618.594
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 31.1., 31.3.	3.533.550.709	4.079.919.230
a) repayable on demand		2.311.150.709	3.137.919.230
b) other loans and advances		1.222.400.000	942.000.000
Loans and advances to customers	31.1., 31.3.	372.880	265.472
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 31.1., 31.3.	2.834	14.984
Fixed Assets	5	3.783.033	4.125.181
Other assets		257	180
Prepayments and accrued income	6, 15	36.979.553	24.028.149
TOTAL ASSETS	7	<u>7.288.818.793</u>	<u>6.402.971.790</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2018

(in USD)

- continued -

LIABILITIES

	Notes	2018	2017
Amounts owed to credit institutions	15, 31.1.	1.794.570.343	2.103.521.459
a) repayable on demand		1.565.940.343	2.103.521.459
b) with agreed maturity dates		228.630.000	0
Amounts owed to customers	8, 15, 31.1.	5.073.055.610	3.913.497.702
a) repayable on demand		5.071.655.610	3.913.497.702
b) with agreed maturity dates		1.400.000	0
Other liabilities	9	2.206.816	1.867.543
Accruals and deferred income	10, 15	15.704.349	18.519.456
Provisions		18.148.556	20.211.255
a) provisions for taxation	11	16.536.604	18.691.834
b) other provisions	12	1.611.952	1.519.421
Subscribed capital	13	187.117.966	187.117.966
Reserves	14	158.191.749	124.372.931
Result brought forward	14	3.259	4.686
Profit for the financial year		39.820.145	33.858.792
TOTAL LIABILITIES	16	<u>7.288.818.793</u>	<u>6.402.971.790</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2018

(in USD)

	Notes	2018	2017
Contingent liabilities	17, 31.1.	541.339	578.509
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		541.339	578.509
Fiduciary operations	20	92.427.954.484	81.804.130.253

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2018

(in USD)

	Notes	2018	2017
Interest receivable and similar income		81.824.073	54.056.442
of which :			
- Negative interest received on deposits		5.448.991	2.221.669
- Interest Gain from foreign currency swap		31.789.988	27.650.438
Interest payable and similar charges		(40.218.579)	(16.495.414)
of which :			
- Negative interest paid on loans and advances		(12.070.732)	(9.439.648)
- Interest Loss from foreign currency swap		(392.542)	(254.716)
Income from securities		92	750.200
Income from shares and other variable yield securities		92	750.200
Commission receivable	21	115.660.720	106.256.230
Commission payable		(56.930.365)	(52.040.385)
Net profit on financial operations		4.336.416	6.388.924
Other operating income	22	4.322.262	2.484.563
General administrative expenses		(51.755.210)	(51.064.124)
a) staff costs	24, 25	(20.839.657)	(20.806.005)
of which:			
- wages and salaries		(16.818.051)	(16.838.247)
- social security costs		(2.632.035)	(2.420.642)
of which:			
- social security costs relating to pensions		(1.596.915)	(1.541.426)
b) other administrative expenses	26, 30	(30.915.553)	(30.258.119)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.767.494)	(2.589.398)
Other operating charges	23	(605.778)	(507.993)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	(13.169.369)	(11.831.429)
Profit on ordinary activities after tax		41.696.768	35.407.616
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	(1.876.623)	(1.548.824)
Profit for the financial year		39.820.145	33.858.792

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (the "Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a *société anonyme*.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the Bank became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the Bank has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of the Bank hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

On May 31, 2017, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation obtained 100% of the voting shares of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A..

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and Independent Directors. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. In case of unrealised results on position covered by foreign exchange swap, these are neutralized at year end.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. There is no provision for unrealized losses on forward deals recorded for the year 2018 (2017: USD nil).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the *Directeur des Contributions* on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2018 (2017: USD 0).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

- Hardware equipment: 4 years;
- Software: 4 years and 5 years;
- Other intangible assets: 5 years;
- Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

2.14. Revenue recognition

The Bank's main streams of revenue are comprised of interests and commissions income. The Bank earns fee and commission income from a wide range of services it provides to its customers.

Revenue is generally recognized when the related services are performed or recognized over the period that the services are provided.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2018 USD	2017 USD
Not more than three months	543,400,000	135,000,000
More than three months but less than one year	679,000,000	807,000,000
	<u>1,222,400,000</u>	<u>942,000,000</u>

NOTE 4 - SHARES AND OTHER VARIABLE YIELD SECURITIES

Transferable securities shown under the item "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 2.834 (2017: 14.984).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Tangible assets	3,824,149	115,904	(660,418)	(183,596)	3,096,039	2,325,231	770,808
a) Hardware	1,336,134	111,903	(644,414)	(64,147)	739,476	574,142	165,334
b) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2,488,015	4,001	(16,004)	(119,449)	2,356,563	1,751,089	605,474
2. Intangible assets	18,907,410	1,509,749	(419,631)	(814,339)	19,183,189	16,170,964	3,012,225
a) Software	16,961,971	1,509,749	(419,631)	(814,339)	17,237,750	14,225,525	3,012,225
b) Goodwill acquired for valuable Consideration	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2018	2017
	USD	USD
Advance paid to IRS, US Tax authorities	0	1.258.254
Accrued interest income	15.591.714	4.666.886
Commission from the Management Company	921.843	283.041
Commission on fiduciary operations	2.124.415	1.969.915
Commission on global custody	9.573.008	8.936.086
Commission on investment funds	5.836.414	3.813.147
Prepaid general expenses	481.264	644.074
Prepaid income taxes	765	134.936
VAT recoverable	62.649	690.238
Other accrued income	483.831	319.145
Other Commissions	162.315	671.075
Other prepayments	664.574	393.820
Accrued Interest income on swaps	1.076.761	247.532
	<u>36.979.553</u>	<u>24.028.149</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2018, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 5.393.986.107 (2017: USD 4.008.887.622).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2018, debts other than those repayable on demand with a residual maturity less than 1 month amounted to USD 1.400.000.

- 20 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2018	2017
	USD	USD
Preferential creditors	618.902	841.978
Sundry creditors	<u>1,587.914</u>	<u>1,025.565</u>
	<u>2,206.816</u>	<u>1,867.543</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2018	2017
	USD	USD
Accrued commission	6.908.708	6.607.907
Accrued general expenses	3.224.725	5.653.314
Accrued interest expenses	3.347.939	885.708
Deferred income related to custody fees	308.226	524.416
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap (note 2.2.)	1.717.819	4.680.727
Other accrued expenses	122.543	142.861
Other suspense receipts (*)	<u>74.389</u>	<u>24.523</u>
	<u>15.704.349</u>	<u>18.519.456</u>

(*) Transitory account for suspense receipts payable after the 31/12/2018 to the relative beneficiary.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

As at December 31, 2018, there are no deferred tax liabilities.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions are made of provision for remuneration.

	2018	2017
	USD	USD
Provision for remuneration	1,611.952	1,519.421
	<u>1,611.952</u>	<u>1,519.421</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

As of December 31, 2018, the Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 187,117,966 for 5,002,575 shares of Class A and 49,080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2018	3,711.797	120,661.134	4.686
Profit for the year ended December 31, 2017	0	0	33,858.792
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders	0	0	(41.401)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax 2018	0	8,700.000	(8,700.000)
- Transfer from Reserve for Net Worth Tax 2012	0	(3,304.122)	3,304.122
- Allocation to Free reserve	0	26,730.000	(26,730.000)
- Allocation to Legal reserve	<u>1,692.940</u>	<u>0</u>	<u>(1,692.940)</u>
Balance at December 31, 2018	<u>5,404.737</u>	<u>152,787.012</u>	<u>3.259</u>

- 23 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

The Circular I. Fort. N° 47bis issued by the Luxembourg Tax Authorities on November 19, 2015, provides for a dedicated rule allowing the taxpayer to create only one net wealth tax reserve to fully benefit from the Net Wealth Tax reduction for both 2014 and 2015. This reserve should correspond to five times the amount of the highest reduction available for 2014 and 2015 (transitional measure). The special reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 22,444,927 (2017: USD 17,049,049).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 23, 2018, the Bank has allocated an amount of USD 8,700,000 to special reserve for Net Worth Tax 2018 and reversed the available special reserve for Net Worth Tax constituted in 2012 which amounted to USD 3,304,122.

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2018.

Years	2018
	Reserve for Net Worth Tax
	USD
2013	3,101,000
2014 - 2015	3,019,136
2016	3,348,440
2017	4,276,351
2018	8,700,000
Balance at December 31, 2018	<u>22,444,927</u>

- 24 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2018, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2018	2017
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	3,314,382,591	3,789,891,462
Prepayments and accrued income	<u>24,033,836</u>	<u>10,791,736</u>
	<u>3,338,416,427</u>	<u>3,800,683,198</u>

LIABILITIES

	2018	2017
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1,787,952,744	2,098,463,451
Amounts owed to customers	1,001,503,360	659,726,748
Accruals and deferred income	<u>5,654,686</u>	<u>4,972,871</u>
	<u>2,795,110,790</u>	<u>2,763,163,070</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2018 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2018, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 3.450.572.108 and can be analysed as follows:

	2018
	USD
Loans and advances to credit institutions	3.313.256.918
Prepayments and accrued income	15.595.810
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	<u>121.719.380</u>
	<u>3.450.572.108</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2018, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 3.951.265.679 (2017: USD 2.973.768.077).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2018	2017
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>541.339</u>	<u>578.509</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2018	2017
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	<u>6,499.120</u>	<u>521.191</u>

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2018 and 2017:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

- 27 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

NOTE 21 - COMMISSIONS RECEIVABLE

	2018	2017
	USD	USD
Fees on Investment Funds	21,506,351	19,403,089
Fees on Global custody from Institutional customers	80,663,753	74,948,090
Fees on Fiduciary transactions	11,772,959	10,347,746
Fees on Services to Management Company	921,843	1,003,474
Other fees and commissions	795,814	553,831
	<u>115,660,720</u>	<u>106,256,230</u>

Commissions receivable consist of the following:

Fees on Investment Funds consist of fees and commissions charged to Investment Funds for custody services, central administration, depository and other services. The fees are calculated on the basis of the value of net assets of the funds under administration.

Fees on global custody from Institutional customers consist of fees and commissions charged to institutional customers for global custody services including securities trade management, settlement, corporate actions, income collection and proxy voting. The fees are calculated on the basis of the assets held under custody and the number of transactions.

Fees on Fiduciary transactions consist of fees and commissions earned on fiduciary assets including custody transactions, cash management and fiduciary notes issuance. The fees are calculated on the basis of the assets held under management and the number of transactions.

Fees on Services to Management Company include fees covering functional expenditures and fees for support services in accordance with the Service Level Agreement.

Other fees and commissions include various fees such as listing agent fees, guarantee fees, banking services fees and fund order desk services fees.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2018	2017
	USD	USD
Adjustment of Income taxes 2013-2014-2015-2017	2,530,324	0
Adjustment for commission previous years	1,151,445	226,068
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	414,867	568,181
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	70,598	67,500
VAT refund for previous year (2012-2014)	0	1,441,990
Other operating income	155,028	180,824
	<u>4,322,262</u>	<u>2,484,563</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2018	2017
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	345,919	346,695
Commission on previous years	220,859	137,159
Interest on previous years	7,836	13,741
Others operating losses	31,164	10,398
	<u>605,778</u>	<u>507,993</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2018	2017
	Number	Number
Senior management	29	30
Middle management	71	66
Employees	<u>67</u>	<u>74</u>
	<u>167</u>	<u>170</u>

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2018	2017
	USD	USD
Senior management	<u>5,084,843</u>	<u>5,832,575</u>
<i>Of which variable remuneration</i>	875,409	871,739
<i>Of which fix remuneration</i>	4,209,434	4,960,836

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2018 and 2017, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2018	2017
	USD	USD
Data charges	1,372.967	1,165.998
Maintenance	1,264.913	1,041.720
Membership fees	2,847.608	1,442.936
Professional fees	3,550.904	4,376.343
Rent and related expenses	1,141.991	1,109.879
Service contracts	4,997.353	5,192.885
Service fee	2,847.497	3,412.539
System cost	11,679.286	11,204.978
Telecommunication expenses	363.250	384.358
Travelling, moving, business trips	203.378	226.957
Other expenses	<u>646.406</u>	<u>699.526</u>
	<u>30,915.553</u>	<u>30,258.119</u>

The increase of the costs for Memberships is due to the increase of the fees paid to Single Resolution Funds during the year 2018.

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2018	2017
	USD	USD
Corporate Income Tax	9,760.432	8,893.072
Municipal Business Tax	<u>3,408.937</u>	<u>2,938.357</u>
	<u>13,169.369</u>	<u>11,831.429</u>

- 31 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2018	2017
	USD	USD
VAT	1,819,754	1,483,823
Other taxes	<u>56,869</u>	<u>65,001</u>
	<u>1,876,623</u>	<u>1,548,824</u>

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2018, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 100 %, which are under the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (the "Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

The deposit guarantee scheme ("Fonds de garantie des dépôts Luxembourg" (FGDL)) and the investor compensation system ("Système d'indemnisation des investisseurs Luxembourg" (SIIL)) cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100,000 and investments up to an amount of EUR 20,000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100,000 for a period of 12 months.

Credit institutions contribute on an annual basis to the Luxembourg banking resolution fund ("Fonds de resolution Luxembourg" (FRL)), respectively to the FGDL.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 107(1) of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FGDL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 179(1) of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. This amount will be collected during the years 2016 to 2018. When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0.8% of covered deposits as defined in article 180(1) of the Law.

For the year end December 31, 2018, the Bank's annual contribution amounted to EUR 1.686.439 (USD 1.988.649).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

NOTE 30 - AUDIT FEES

During the financial year, the Bank has been charged by the Audit firm and its entire network with the following fees (excluding VAT):

	2018	2017
	USD	USD
Audit fees	329.206	265.049
Audit-Related fees	139.547	157.633
Tax fees	39.220	41.309
Other fees	<u>0</u>	<u>26.272</u>
	<u>507.973</u>	<u>490.263</u>

The Non Audit Services provided during the financial year by the entire network of the Audit firm included the following services:

- a. ISAE 3402 /SOC 1 Type II Report for the period from January 1, 2018 to December 31, 2018;
- b. Preparation of tax returns;
- c. Preparation of VAT returns.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

NOTE 31 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

31.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2018, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	≤ 3 months		> 3 months		> 1 year		> 5 years		Total	
	USD		USD		USD		USD		USD	
FINANCIAL ASSETS										
Instrument class										
Balances with the BCL	3,714,129,527		0		0		0		3,714,129,527	
Loans and advances to credit institutions	2,854,550,709		679,000,000		0		0		3,533,550,709	
Loans and advances to customers	372,880		0		0		0		372,880	
Shares and other variable yield securities	0		0		0		2,834		2,834	
Total Financial Assets	6,569,053,116		679,000,000		0		2,834		7,248,055,950	
FINANCIAL LIABILITIES										
Instrument class										
Amounts owed to credit institutions	1,794,570,343		0		0		0		1,794,570,343	
Amounts owed to customers	5,073,055,610		0		0		0		5,073,055,610	
Total Financial Liabilities	6,867,625,953		0		0		0		6,867,625,953	
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>										
Guarantees	541,339		0		0		0		541,339	
Total Guarantees	541,339		0		0		0		541,339	

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

As at December 31, 2017, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD FINANCIAL ASSETS Instrument class	≤ 3 months		> 3 months ≤ 1 year		> 1 year ≤ 5 years		> 5 years		Total	
	USD		USD		USD		USD		USD	
Balances with the BCL	2,294,618,594	0	0	0	0	0	0	0	2,294,618,594	
Loans and advances to credit institutions	3,272,919,230	807,000,000	0	0	0	0	0	0	4,079,919,230	
Loans and advances to customers	265,472	0	0	0	0	0	0	0	265,472	
Shares and other variable yield securities	0	0	0	0	0	0	14,984	14,984	14,984	
Total Financial Assets	5,567,803,296	807,000,000	0	0	0	0	14,984	14,984	6,374,818,280	
FINANCIAL LIABILITIES Instrument class										
Amounts owed to credit institutions										
Amounts owed to customers	2,103,521,459	0	0	0	0	0	0	0	2,103,521,459	
	3,913,497,702	0	0	0	0	0	0	0	3,913,497,702	
Total Financial Liabilities	6,017,019,161	0	0	0	0	0	0	0	6,017,019,161	
Off-balance sheet items disclosed as contingencies										
Guarantees										
	578,509	0	0	0	0	0	0	0	578,509	
Total Guarantees	578,509	0	0	0	0	0	0	0	578,509	

- 36 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

31.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2018, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD	≤ 3 months		> 3 months		> 1 year		> 5 years		Total	Fair value
	USD		USD		USD		USD			
FINANCIAL ASSETS										
Instrument class										
Foreign exchange transactions										
Forwards	3,271,219,543		3,321,504		0		0		3,274,541,047	77,666,609
Swaps	1,394,522,057		0						1,394,522,057	2,067,411
Total	4,665,741,600		3,321,504		0		0		4,669,063,104	79,734,020
FINANCIAL LIABILITIES										
Instrument class										
Foreign exchange transactions										
Forwards	3,303,598,230		3,270,027		0		0		3,306,868,257	76,992,277
Swaps	854,553,985		0		0		0		854,553,985	2,708,455
Total	4,158,152,215		3,270,027		0		0		4,161,422,242	79,700,732

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2018 and a value date after December 31, 2018.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

As at December 31, 2017, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD	≤ 3 months		> 3 months ≤ 1 year		> 1 year ≤ 5 years		> 5 years		Total		Fair value	
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS												
Instrument class												
<i>Foreign exchange transactions</i>												
Forwards	3,257,117,915	0	0	0	0	0	0	0	3,257,117,915	24,750,086		
Swaps	812,986,742	0	0	0	0	0	0	0	812,986,742	2,151,255		
Total	4,070,104,657	0	0	0	0	0	0	0	4,070,104,657	26,901,341		
FINANCIAL LIABILITIES												
Instrument class												
<i>Foreign exchange transactions</i>												
Forwards	3,057,118,085	0	0	0	0	0	0	0	3,057,118,085	22,397,245		
Swaps	2,201,155,324	0	0	0	0	0	0	0	2,201,155,324	8,610,571		
Total	5,258,273,409	0	0	0	0	0	0	0	5,258,273,409	31,007,816		

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2017 and a value date after December 31, 2017.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

31.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2018, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2018	2017
	Carrying amount	Carrying amount
	in USD	in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	3.714.129.527	2.294.618.594
<i>EU member countries</i>	3.714.129.527	2.294.618.594
Loans and advances to credit institutions	3.533.550.709	4.079.919.230
<i>EU member countries</i>	180.725.105	470.317.266
<i>North & Central America</i>	722.872.089	1.493.150.265
<i>Asia</i>	2.605.130.138	2.104.162.750
<i>Europe, non-EU member countries</i>	5.033.138	9.871.366
<i>Australia and New Zealand</i>	19.790.239	2.417.583
Loans and advances to customers	372.880	265.472
<i>EU member countries</i>	50.865	4.473
<i>North & Central America</i>	318.231	39.775
<i>Asia</i>	4	221.074
<i>Europe, non-EU member countries</i>	3.780	150
Shares and other variable yield securities	2.834	14.984
<i>North & Central America</i>	0	12.008
<i>EU member countries</i>	2.834	2.976
Total	<u>7.248.055.950</u>	<u>6.374.818.280</u>

- 39 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

31.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2018, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2018 Notional/payable amount in USD	2018 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	3.160.915.130	75.043.013
<i>America</i>	113.600.617	2.623.478
<i>Asia</i>	25.301	118
Swaps		
<i>EU member countries</i>	1.394.522.057	2.067.411
Total	4.669.063.105	79.734.020

- 40 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2018

- continued -

As at December 31, 2017, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2017 Notional/payable amount in USD	2017 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	1.151.209.346	8.548.868
<i>America</i>	2.105.636.836	16.199.995
<i>Asia</i>	271.733	1.223
Swaps		
<i>EU member countries</i>	812.986.742	2.151.255
Total	<u>4.070.104.657</u>	<u>26.901.341</u>

- 41 -

[次へ](#)

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年8月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=106.46円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(財政状態計算書)

2019年6月30日現在

(単位:米ドル)

資産

米ドル

千円

		米ドル	千円
010	現金、中央銀行における現金残高およびその他の要求払預金	4,663,736,783	496,501,418
020	手元現金		
030	中央銀行における現金残高	3,027,015,686	322,256,090
040	その他の要求払預金	1,636,721,097	174,245,328
050	売買目的で保有される金融資産	18,644,871	1,984,933
060	デリバティブ	18,644,871	1,984,933
070	持分証券		
080	債務証券		
090	ローンおよび貸付金		
096	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産	0	0
097	持分証券		
098	債務証券		
099	ローンおよび貸付金		
100	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融資産	0	0
120	債務証券		
130	ローンおよび貸付金		
141	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	2,823	301
142	持分証券	2,823	301
143	債務証券		
144	ローンおよび貸付金		
181	償却後原価における金融資産	2,675,600,619	284,844,442
182	債務証券		
183	ローンおよび貸付金	2,675,600,619	284,844,442
240	デリバティブ - ヘッジ会計		
250	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおける ヘッジ項目の公正価値変動		
260	子会社、合併会社および関連会社への投資		
270	有形資産	6,210,745	661,196
280	有形固定資産	6,210,745	661,196
290	投資不動産		
300	無形資産	2,603,893	277,210
310	営業権		
320	その他の無形資産	2,603,893	277,210
330	税金資産	762	81
340	現行税金資産	762	81
350	繰延税金資産		
360	その他の資産	24,427,298	2,600,530
370	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
380	資産合計	7,391,227,793	786,870,111

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(財政状態計算書)

2019年6月30日現在

(単位:米ドル)

負債

		米ドル	千円
010	売買目的で保有される金融負債	22,491,813	2,394,478
020	デリバティブ	22,491,813	2,394,478
030	ショート・ポジション		
040	預金		
050	発行済み債務証券		
060	その他の金融負債		
070	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして指定した金融負債	0	0
080	預金		
090	発行済み債務証券		
100	その他の金融負債		
110	償却後原価で測定される金融負債	6,918,086,851	736,499,526
120	預金	6,912,629,893	735,918,578
130	発行済み債務証券		
140	その他の金融負債	5,456,958	580,948
150	デリバティブ-ヘッジ会計		
160	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
170	引当金	0	0
180	年金およびその他の退職後給付金債務		
190	その他の長期従業員給付金		
200	再編		
210	係属中の法的問題および租税訟務		
220	コミットメントおよび保証		
230	その他の引当金		
240	税金負債	16,886,312	1,797,717
250	現行税金負債	16,073,020	1,711,134
260	繰延税金負債	813,291	86,583
270	要求払株式資本		
280	その他の負債	24,020,784	2,557,253
290	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
300	負債合計	6,981,485,760	743,248,974

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(財政状態計算書)

2019年6月30日現在

(単位:米ドル)

資本

		米ドル	千円
010	資本	187,117,966	19,920,579
020	払込資本	187,117,966	19,920,579
030	未払込請求資本		
040	株式発行差金		
050	資本を除く発行済みエクイティ商品	0	0
060	複合金融商品のエクイティ部分		
070	その他の発行済みエクイティ商品		
080	その他のエクイティ		
090	その他の累積包括利益	0	0
095	損益に再分類されることがない項目	0	0
100	有形資産		
110	無形資産		
120	確定給付型年金制度に係る数理計算上の利益または(-)損失		
122	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
124	子会社、合併会社および関連会社への投資のその他の認識収益および費用の持分		
320	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動		
330	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値ヘッジに対するヘッジ非有効性		
340	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動〔ヘッジ項目〕		
350	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動〔ヘッジ手段〕		
360	負債の信用リスク変動に帰属する損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債の公正価値変動		
128	損益に再分類されることがある項目	0	0
130	外国事業純投資のヘッジ〔有効部分〕		
140	外貨換算		
150	ヘッジ・デリバティブ、キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金〔有効部分〕		
155	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される債務証券の公正価値変動		
165	ヘッジ手段〔指定されていない要素〕		
170	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
180	子会社、合併会社および関連会社への投資のその他の認識収益および費用の持分		
190	利益剰余金	(67,376)	(7,173)
200	再評価準備金		
210	その他の準備金	197,956,757	21,074,476
220	持分法を用いて計上される子会社、合併会社および関連会社への投資の準備金または累積損失		
230	その他	197,956,757	21,074,476
240	(-)自己株式		
250	親会社株主に帰属する損益	24,734,686	2,633,255

米ドル

千円

		米ドル	千円
260	(-) 中間配当		
270	少数株主持分〔非支配持分〕	0	0
280	その他の累積包括利益		
290	その他の項目		
300	資本合計	409,742,033	43,621,137
310	資本および負債合計	7,391,227,793	786,870,111

(2) 損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2019年6月30日に終了した期間

(単位:米ドル)

		米ドル	千円
010	利息収益	48,948,146	5,211,020
020	売買目的で保有される金融資産	18,132,356	1,930,371
025	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産		
030	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融資産		
041	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
051	償却後原価における金融資産	24,738,564	2,633,668
070	デリバティブ-ヘッジ会計、金利リスク		
080	その他の資産	1,532,995	163,203
085	負債に係る利息収益	4,544,232	483,779
090	(支払利息)	28,855,205	3,071,925
100	(売買目的で保有される金融負債)	244,519	26,031
110	(損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融負債)		
120	(償却後原価で測定される金融負債)	20,439,549	2,175,994
130	(デリバティブ-ヘッジ会計、金利リスク)		
140	(その他の負債)		
145	(資産に係る支払利息)	8,171,138	869,899
150	(要求払株式資本に係る費用)		
160	受取配当	0	0
170	売買目的で保有される金融資産		
175	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産		
191	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
192	持分法を用いて計上されるもの以外の子会社、合弁会社および 関連会社への投資		
200	受取手数料	65,063,645	6,926,676
210	(支払手数料)	32,154,727	3,423,192
220	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債の 認識除外に係る利益または(-)損失、純額	0	0
231	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
241	償却後原価における金融資産		
260	償却後原価で測定される金融負債		
270	その他		
280	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益または (-)損失、純額	7,431,962	791,207
287	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される売買目的保有 以外の金融資産に係る利益または(-)損失、純額		
290	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして指定した 金融資産および負債に係る利益または(-)損失、純額		
300	ヘッジ会計からの利益または(-)損失、純額		
310	為替差額〔利益または(-)損失〕、純額		
330	非金融資産の認識除外に係る利益または(-)損失、純額		
340	その他の事業収益	835,872	88,987
350	(その他の事業費用)	1,298,939	138,285
355	事業収益合計、純額	59,970,753	6,384,486

米ドル

千円

		米ドル	千円
360	(管理費用)	24,994,294	2,660,893
370	(従業員費用)	10,220,443	1,088,068
380	(その他の管理費用)	14,773,851	1,572,824
390	(減価償却)	1,322,302	140,772
400	(有形固定資産)	676,705	72,042
410	(投資不動産)		
420	(その他の無形資産)	645,598	68,730
425	修正利益または(-)損失、純額	0	0
426	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
427	償却後原価における金融資産		
430	(引当金または(-)引当金の戻入)	0	0
440	(コミットメントおよび保証)		
450	(その他の引当金)		
460	(損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損または(-)減損の戻入)	289,086	30,776
481	(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)		
491	(償却後原価における金融資産)	289,086	30,776
510	(子会社、合併会社および関連会社への投資の減損または(-)減損の戻入)		
520	(非金融資産に係る減損または(-)減損の戻入)	0	0
530	(有形固定資産)		
540	(投資不動産)		
550	(営業権)		
560	(その他の無形資産)		
570	(その他)		
580	損益認識されるマイナスの営業権		
590	持分法を用いて計上される子会社、合併会社および関連会社への投資の利益または(-)損失の持分		
600	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される売却グループからの利益または(-)損失		
610	継続事業からの税引前利益または(-)損失	33,365,071	3,552,045
620	(継続事業からの損益に関する税金費用または(-)収入)	8,630,385	918,791
630	継続事業からの税引後利益または(-)損失	24,734,687	2,633,255
640	非継続事業からの税引後利益または(-)損失	0	0
650	非継続事業からの税引前利益または(-)損失		
660	(非継続事業に関する税金費用または(-)収入)		
670	当期利益または(-)損失	24,734,687	2,633,255
680	少数株主持分〔非支配持分〕に帰属する金額		
690	親会社株主に帰属する金額	24,734,687	2,633,255

4【利害関係人との取引制限】

サブ・ファンドの投資顧問会社、管理会社および受託会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は、投資顧問会社、管理会社および受託会社とサブ・ファンドの運用成績に影響する可能性がある。各当事者は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

管理会社、管理事務代行会社および保管会社は、利益相反の結果となる場合がある関係会社である。

管理会社および投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、管理会社、投資顧問会社および投資顧問会社関係者は、ファンドまたはサブ・ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドと類似した投資方針を有する投資信託を含む他の数多くの投資信託やサブ・ファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

管理会社および投資顧問会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。

投資顧問会社関係者または投資顧問会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドもしくはサブ・ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。更に、投資顧問会社または副投資顧問会社は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドまたはサブ・ファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資顧問会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資顧問会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドおよびサブ・ファンドの運用を行う過程で投資顧問会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資顧問会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドおよびサブ・ファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドまたはサブ・ファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

受託会社の利益相反

受託会社または受託会社の関連会社は、第三者または顧客(場合による。)に対する場合と同一の条件で、結果として生じる利益につき説明することなく、サブ・ファンドに関する管理事務代行者、保管者、銀行またはその他の業務提供者として行為し、また、サブ・ファンドに関する業務を遂行することができる。受託会社は、受託会社の関連会社に口座を設定し、これらと業務に関する契約を締結することができる。利益相反を理由としてかかる取引を制限する法の原則または支配は適用されない。

受託会社およびその従業員または関連会社は、他の事業(証券業界および投資顧問業界における事業を含むがこれらに限られない。)を行うことができる。上記の一般性を制限することなく、受託会社およびその従業員または関連会社は、他者の投資顧問、投資運用者、受託者、受託者、管理事務代行者、保管者もしくは投資業務もしくはデータの提供者としてまたは類似の立場において行為すること、他者のために資金または資本を運用すること、自己名義または他の法主体を通じて投資対象を保有し、投資を行い、かつ維持すること、一または複数の投資信託、パートナーシップ、証券会社または助言会社のコンサルタント、受託者、管理者、パートナーもしくは株主としてまたは類似の立場において行為すること、および、会社の取締役、役員もしくは従業員、信託の受託者、財団の執行人もしくは管財人、またはその他の事業主体の管理役員として行為することができる。

受託会社またはその従業員もしくは関連会社は、信託証書に基づき遂行される業務に類似する業務、および投資助言、取締役、受託者運用、管理事務または保管業務を他の法主体に対して提供することができる。かかる他の法主体は、管理会社もしくはその関連会社、またはサブ・ファンドもしくは受益者がファンドと同一または類似の構造による投資を随時行うことができる他の投資信託に対し、投資を行うことができる。かかる他の法主体は、ファンドと同一または実質的に類似するポートフォリオ、投資信託、管理者または他の投資ビークルに対し、他の商品、証券または契約を通じて投資を行うことができる。異なるポートフォリオに保有される資産は、規模および構成の両方において異なっていることがあり、そのため、受託会社は、他の法主体に関するその責務の履行において受託会社が提供する情報と

異なるかまたはかかる情報とは正反対の情報または助言を提供し、措置を講じ、または措置を講じる旨決定することができる。受託会社は、かかる他の法主体に関する情報を受益者に提供することを要せず、また、受託会社、その従業員または関連会社のいずれも、他の活動を控えることまたはかかる活動からの利益を返還することを要しない。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ルクセンブルグの金融監督委員会は、1993年4月5日法(改正済)に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2019年8月末日現在、払込済資本は100米ドル(約1万円)

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッドは、ファンドの資産に関する、信託証書に基づく受託会社である。受託会社は、ケイマン諸島の信託会社法(2018年改正)の規定に従い信託業務を引き受けるために適法に設立され、有効に存在し、許可を受けた信託会社が支配する子会社である。受託会社は、世界中の個人および法人顧客に対して信託業務サービスを提供している。

各サブ・ファンドの管理事務に関する責任は受託会社から管理事務代行会社に委託されており、各サブ・ファンドの投資対象およびその他の資産の保管に関する責任は保管会社に委託されているが、受託会社は、管理会社と共に、ファンドの運用に関する最終的な権限を有する。受託会社は、信託証書に従って行使可能な権能を用いて、サブ・ファンドの投資および再投資に関する運用業務を投資運用会社に委託する。

(2) ニッセイアセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2019年5月末日現在、100億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、国内、国外の金融商品に関する投資運用業に係る業務及び投資助言業務等を行っている。

(3) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2019年7月1日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行う。

(2) ニッセイアセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

投資顧問契約に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。

(3) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務ならびに代行協会員としての業務を行う。

3【資本関係】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法(2018年改訂)(以下「銀行および信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法(2018年改訂)または地域会社(管理)法(2019年改訂)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2018年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,992(2,946のマスター・ファンドを含む。)であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)およびオフショア・バンキング監督者グループ(銀行規制)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法(2019年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法(2018年改訂)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式(MF3)による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している(第3.2項参照)。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条投資信託)

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

() 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

() 投資信託が(ミューチュアル・ファンド法で定義される)マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず(MF4様式)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンプロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2018年改訂)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託(年次申告書)規則(2018年改訂)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しか

し、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(第3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2018年改訂)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

(b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

(c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

(d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

() 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

() 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない。その写しを会社登記官に提出しなければならない。

- () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2018年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(2018年改訂)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(2017年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

(k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、

第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること

- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

(a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。

(b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

(a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

(b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律(2019年改訂)または薬物濫用法(2017年改訂)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合

(d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

(e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法(1996年改訂)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2019年改訂)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2019年改訂)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)

14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

(a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

(b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契

約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2019年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

- (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財

務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- 1 交付目論見書の表紙に図案を使用することがある。
- 2 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・ 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- 3 交付目論見書のサブ・ファンドの特色の項に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

『J P X日経インデックス400は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所(以下、総称して「J P Xグループ」という。)ならびに株式会社日本経済新聞社(以下「日経」という。)によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、J P Xグループおよび日経は、J P X日経インデックス400自体およびJ P X日経インデックス400を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

J P X日経インデックス400を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全てJ P Xグループおよび日経に帰属しています。

サブ・ファンドは、管理会社等の責任のもとで運用されるものであり、J P Xグループおよび日経は、その運用およびサブ・ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

J P Xグループおよび日経は、J P X日経インデックス400を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

J P Xグループおよび日経は、J P X日経インデックス400の構成銘柄、計算方法、その他J P X日経インデックス400の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。』
- 4 交付目論見書の投資リスクの項に以下の事項を記載する。
 - ・ 分配金に関しては、以下の事項に留意されたい旨
 - 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。
 - 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではない。

「分配期間」とはある分配金落ち日から次回分配金落ち日までの期間をいう。
 - 受益者のファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様である。
 - ・ サブ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨
 - ・ 投資信託は預貯金と異なる旨
- 5 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- 6 交付目論見書の投資リスクの項に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けて下落または上昇し、これにより投資元本を割り込むことがある。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがある。運用または為替相場の変動による損益はすべて受益者(投資者)に帰属する。投資信託は、預貯金と異なる。」
- 7 受益証券の券面は発行されない。

[次へ](#)

別紙 A

定義

営業日	()ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日(12月24日を除く。)で、かつ()東京証券取引所が取引を行っている日、ならびに/または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
C I M A	ケイマン諸島金融庁をいう。
取引日	営業日をいう。
会計年度末	毎年4月の最終暦日をいい、最初の会計年度末は2016年4月30日とする。
英文目論見書	ファンドのサブ・ファンドの受益証券の募集に関連し随時発行される目論見書をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2019年改訂)をいう。
証券業協会規則	日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則をいう。
サブ・ファンド	J P X日経400ジャパン・ファンドをいう。
取得申込書	受益証券の購入を希望する適格投資家により記入される申込書をいう。
償還日	2025年8月8日または管理会社が決定する同日より前の日をいう。
ファンド	ニッセイ・ケイマン・トラストとして知られる、信託証書により設立されたオープンエンド型免除ユニット・トラストをいう。
信託証書	ファンドに関し受託会社および管理会社の間で締結された2015年6月10日付信託証書(随時補足または変更される。)をいう。
受益者	その時点における登録された受益証券保有者をいい、受益証券の保有者として共同名義で登録されたすべての者を含む。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいう。
評価日	各営業日をいう。

サブ・ファンド	信託証書および信託証書補遺に基づき受託会社および管理会社により設立された、本書に定める投資目的および投資戦略を有するサブ・ファンドをいい、サブ・ファンドに関し、管理会社は受益証券を発行することができる。
管理事務代行会社	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.または受託会社が随時任命するその他の後任の事業体をいう。受託会社は、サブ・ファンドの管理につき責任を負うが、当該業務の一部または全部は管理事務代行会社に対して委託される。
管理会社	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をいう。管理会社は、受益証券を発行する権限を有する。
投資顧問会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社および/または受託会社が任命する後任の事業体をいい、選別された投資対象を選別し運用する裁量権を有する。
日本における販売会社	管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、日本における受益証券の販売会社として行為する権限を付与した。管理会社は、今後、追加的に受益証券の販売会社を任命することができる。
保管会社	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.および/または受託会社が随時任命する追加もしくは後任の事業体をいう。
名義書換事務代行会社	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.および/または受託会社が随時任命する追加もしくは後任の事業体をいう。受託会社は、サブ・ファンドの受益者名簿の維持について責任を負うが、当該業務は名義書換事務代行会社に対して委託される。
表示通貨および基準通貨	サブ・ファンドおよびサブ・ファンドの米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券は、米ドル建てとする。
申込単位	各投資者は0.01米ドルの単位で受益証券を申し込むことができる。申込みの全部または一部は、受託会社および管理会社の裁量により受理または拒絶される場合がある。
純資産価額の上限	2,000,000,000米ドルまたは管理会社はその単独の裁量により決定するその他の金額をいう。
発行価格	関連する取得申込みが管理会社により受理された関連する取引日における受益証券1口当たり純資産価格をいう。
サブ・ファンドの存続期間	サブ・ファンドは、最終買戻日まで存続する。

最終買戻日	()2025年8月8日または()管理会社がその単独の裁量により決定するその他の日のうち、いずれか早い日をいう。
受益証券1口当たり 最終買戻金額	最終買戻金額は、管理事務代行会社がその単独の裁量により、最終買戻日(または当該日が評価日でない場合は直前の評価日)において、受益証券1口当たり最終買戻金額として計算する。
純資産価額またはNAV	サブ・ファンドの資産から、管理事務代行会社がその単独の裁量により、とりわけ選別された投資対象の価値に基づいて各評価日に計算するサブ・ファンドの債務を控除した金額をいう。
受益証券1口当たり 純資産価格	純資産価額を、評価日における発行済受益証券口数で除した金額をいい、米ドルにより、小数点第7位を四捨五入して小数点第6位まで計算される。
分配金	管理会社は、投資顧問会社と協議の上その裁量により、経費控除後の利子収入、配当金またはその他の収益、売買益(評価益を含む。)および分配可能な元本から、2016年2月以降(または、管理会社が決定するこれより後の年および/または月以降)、毎年2月10日および8月10日(ただし、当該日が営業日でない場合には翌営業日)に分配を宣言することができる。
投資顧問報酬	投資顧問会社は、純資産価額につき日々計算される年率0.63%に等しい報酬を支払われ、四半期ごとに後払いされる。
管理報酬、保管報酬、管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	管理会社、保管会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、純資産価額について日々計算される年率0.12%(総額)の報酬を、四半期ごとに後払いされる。管理報酬、保管報酬、管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は、受託会社を代理する管理事務代行会社によりサブ・ファンドの資産から支払われる。また、管理会社、保管会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から立替費用の払戻しを受ける権利を有する。 保管会社は、サブ・ファンドの資産から、立替費用および受託会社および保管会社が合意した報酬表に概説されるその他一切の保管報酬の払戻しを受ける権利を有する。
監査報酬	監査報酬が発生し、当該報酬は、受託会社を代理する管理事務代行会社によりサブ・ファンドの資産から支払われるものとする。
受託報酬	受託会社は、純資産価額について日々計算される年率0.03%に等しい報酬(年10,000米ドルを最低報酬とする。)を四半期ごとに後払いで受領する。

販売報酬	販売会社は、純資産価額について日々計算される年率0.70%に等しい報酬を四半期ごとに後払いで受領する。
代行協会員報酬	代行協会員は、純資産価額について日々計算される年率0.05%に等しい報酬を四半期ごとに後払いで受領する。
借入れおよびレバレッジに関する方針	サブ・ファンドは、短期間のキャッシュフローを促進する必要がある場合、信託証書において許可されているとおり、サブ・ファンドの価値の10%を上限として借入れを行うことができる。

別紙B

レギュレーションSに定める米国人の定義

- (1) 米国証券法のレギュレーションSに基づき、「米国人」とは以下のいずれかに該当する者をいう。
- () 米国に居住する自然人
 - () 米国の法律に基づいて組織または設立されたパートナーシップまたは会社
 - () 執行人または管財人が米国人である財団
 - () 受託者が米国人である信託
 - () 米国外の法主体の米国に所在する代理機関または支店
 - () 米国人のためまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任運用口座または類似の口座(財団または信託を除く。)
 - () 米国で組織もしくは設立された、または(自然人の場合)米国に居住する、ディーラーまたはその他の受託者により保有される一任運用口座または類似の口座(財団または信託を除く。)
 - () 以下に該当するパートナーシップまたは法人
 - (a) 米国以外の法域の法律に基づき組織または設立され、かつ
 - (b) 米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されたパートナーシップまたは法人。ただし、自然人、財団または信託ではない認可投資家(米国証券法に基づくルール501(a)に定義される。)により組織または設立され、これにより所有されている場合を除く。
- (2) 前記(1)にかかわらず、米国で組織もしくは設立された、または(自然人の場合)米国に居住する、ディーラーまたはその他の専門的受託者により、非米国人のためまたは非米国人の勘定で保有される一任運用口座または類似の口座(財団または信託を除く。)は、「米国人」とはみなされない。
- (3) 前記(1)にかかわらず、執行人または管財人を務める専門的受託者が米国人である財団は、以下のすべてに該当する場合には米国人とはみなされない。
- () 米国人ではない財団の執行人または管財人が、財団の資産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ
 - () 財団が米国以外の法域の法律に準拠する場合。
- (4) 前記(1)にかかわらず、受託者を務める専門的受託者が米国人である信託は、米国人ではない受託者が信託財産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ信託の受益者(および信託が取消可能な場合の信託委託者)が米国人ではない場合には、米国人とはみなされない。
- (5) 前記(1)にかかわらず、米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習的実務および文書記録に従って設定され管理されている従業員福利制度は、米国人とはみなされない。
- (6) 前記(1)にかかわらず、米国人の米国外に所在する代理機関または支店は、以下のすべてに該当する場合には「米国人」とはみなされない。
- () 代理機関または支店が有効な事業上の理由により運営されており、かつ
 - () 代理機関または支店が保険または銀行業務に従事しており、かつその所在する法域において実質的に保険または銀行業に関する規制をそれぞれ受けている場合。
- (7) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合およびそれらの機関、関係者ならびに年金プラン、ならびにその他類似の国際組織、その機関、関係者ならびに年金プランは、「米国人」とはみなされない。

受託会社宛 独立監査人報告書

監査意見

我々は、2018年4月30日現在の純資産計算書ならびに投資有価証券およびその他の純資産明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報から成る注記で構成される、ニッセイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである、JPX日経400ジャパン・ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)の財務書類の監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「ルクセンブルグGAAP」という。)に準拠して、2018年4月30日現在のサブ・ファンドの財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動についてすべての重要な事項において公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ケイマン諸島における財務書類の監査に関する倫理要件とともに、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従ってサブ・ファンドから独立した立場にある。また我々は当該倫理要件およびIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグGAAPに準拠して当財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がサブ・ファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、サブ・ファンドの財務報告プロセスを監視する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づきサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は経営陣に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジー
ケイマン諸島
2018年10月3日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of JPX Nikkei 400 Japan Fund (the "Sub-Trust"), a sub-trust of Nissay Cayman Trust (the "Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at April 30, 2018, the statements of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trust as at April 30, 2018, and the result of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable for investment funds ("Luxembourg GAAP").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Sub-Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg GAAP, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Sub-Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Sub-Trust's or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Sub-Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Sub-Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with management regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

Cayman Islands

October 3, 2018

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

受託会社宛 独立監査人報告書

監査意見

我々は、2019年4月30日現在の純資産計算書ならびに投資有価証券およびその他の純資産明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報から成る注記で構成される、ニッセイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである、JPX日経400ジャパン・ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)の財務書類の監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「ルクセンブルグGAAP」という。)に準拠して、2019年4月30日現在のサブ・ファンドの財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動についてすべての重要な事項において公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ケイマン諸島における財務書類の監査に関する倫理要件とともに、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従ってサブ・ファンドから独立した立場にある。また我々は当該倫理要件およびIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグGAAPに準拠して当財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がサブ・ファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、サブ・ファンドの財務報告プロセスを監視する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づきサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は経営陣に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジー

ケイマン諸島

2019年8月16日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of JPX Nikkei 400 Japan Fund (the "Sub-Trust"), a sub-trust of Nissay Cayman Trust (the "Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at April 30, 2019, the statements of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trust as at April 30, 2019, and the result of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable for investment funds ("Luxembourg GAAP").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Sub-Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg GAAP, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Sub-Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Sub-Trust's or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Sub-Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Sub-Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with management regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

Cayman Islands

August 16, 2019

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取締役会各位

ルクセンブルグ L - 1150、アーン通り 287 - 289番

承認された監査人の報告書

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)の2018年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、および重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当行の2018年12月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の運用実績についてすべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、EU規則No.537/2014、2016年7月23日法および金融監督委員会(以下「CSSF」という。)がルクセンブルグについて採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。当該規則、法律および基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人(Réviseur d'Entreprises Agréé)の責任」の項において詳述されている。我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件とともにルクセンブルグについてCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(「IESBA規程」)に従って当行から独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、我々の専門的な判断に基づき、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項である。当該事項は、財務書類の監査全体の過程およびそれに対する我々の監査意見の形成において取り上げられており、我々は、当該事項について個別の監査意見を提供するものではない。

収益の認識 - 未収手数料	
当該事項が監査における最重要事項の1つと考えられる理由	監査における当該事項の対応方法

<p>我々は、財務書類の重要な会計方針の要約-注2.14「収益の認識」および注21「未収手数料」を参照する。</p> <p>2018年12月31日現在、未収手数料は115,660,720米ドルであった。未収手数料は主に、ファンド管理業務、信託業務および全体保管業務から生じる。</p> <p>投資対象、合意された条件および提供されたサービスに応じて、基礎となる様々な基準や金利が適用される。</p> <p>当行の未収手数料の認識処理には、手作業による重要な介入が含まれる。</p> <p>したがって、未収手数料の計算は、未収手数料の算出の決定に関連する複雑性および業務リスクと併せて、関連する金額が重大であるため、監査上の主要な事項とみなされる。</p>	<p>我々は、未収手数料の認識プロセスを理解し、当該プロセスの重要な統制を精査した。未収手数料の手作業による処理に関する不備が指摘されたため、我々は、コントロール・リライアンス・アプローチは使用せず、詳細テストおよび分析の実証手続で構成される実証監査手続に基づいて保証を得た。</p> <p>我々は、受取手数料の種類ごとの合計額について期待値を算出し、その期待値を当行が計上した金額と比較した。</p> <p>異なる種類の手数料のサンプルについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我々は、未収手数料を独立して再計算することで未収手数料を試算した。これには、基礎となる基準の外部証拠への調整も含まれる。 ・我々は、その後の支払いの手数料の受領に合意した。
---	--

その他の情報

取締役会は、経営者報告書に表示される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の公認企業監査人の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、当該その他の情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会と統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当行が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、当行の取締役会が当行の清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、当行の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人(Réviseur d'Entreprises Agréé)の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 当行の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 取締役会が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当行が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認企業監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認企業監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当行が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、統治責任者に独立性に関する当該倫理要件を遵守していることの表明を提供し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、また該当する場合、関連する予防対策を報告する。

統治責任者に報告した事項から、我々は、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項、従って監査上の主要な事項を決定する。法律または規則が当該事項についての公的開示を認めない場合を除き、我々は、当該事項を我々の報告書において記載する。

他の法令上の要件に関する報告

我々は、2018年3月9日付の取締役会によって公認企業監査人に任命され、前回の更新および再任命を含む我々の連続する契約期間は44年である。

経営者報告書は、財務書類と一致しており、法律要件に従って作成されている。

我々は、監査業務に関するEU規則No.537/2014において言及される禁じられている監査対象外の業務は提供されておらず、また我々は、監査の実施中、当行から独立した立場を維持していることを確認している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人
パートナー

2019年3月8日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the Audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (the "Bank"), which comprise the balance sheet as at December 31, 2018, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts present fairly, in all material respects, the financial position of the Bank as at December 31, 2018 and the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities under those Regulation, Law and standards are further described in the "Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the annual accounts" section of our report. We are also independent of the Bank in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key Audit Matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the annual accounts of the current period. These matters were addressed in the context of the audit of the annual accounts as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Revenues recognition - Commission receivable	
Why the matter was considered to be one of most significant in the audit	How the matter was addressed in the audit
<p>We refer to Summary of significant accounting policies - Note 2.14 - Revenue Recognition and Note 21 on Commission Receivable of the annual accounts.</p> <p>Commission receivable amounted to USD 115,660,720 as of December 31, 2018. Commission receivable mainly derives from fund administration, fiduciary and global custody operations.</p> <p>Different underlying bases and rates are applicable depending on the underlying investments, agreed terms and services provided.</p> <p>The process of commission receivable recognition for the Bank includes significant manual interventions.</p> <p>Accordingly, the calculation of commission receivable are considered to be a key audit matter due to the significance of the amounts involved, combined with the complexity and operational risk associated with determining the calculation of the commission receivable.</p>	<p>We obtained an understanding of the commission receivable recognition process, and we reviewed key controls in the process. Due to deficiencies identified related to the manual processing of commission receivable, we did not use a control reliance approach and our assurance was obtained based on substantive audit procedures, consisting of a combination of tests of details and substantive analytical procedures.</p> <p>We developed expectations for the aggregate amounts per type of commission income and we compared the expectations to the amounts recorded by the Bank.</p> <p>For a sample of the different types of commissions:</p> <ul style="list-style-type: none"> • we tested commission receivable by performing independent recalculation of the commissions. This also included the reconciliation of the underlying basis to external evidence; • we agreed the receipt of the commissions to subsequent payments.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors and Those Charged with Governance for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Bank's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Bank or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Bank's financial reporting process.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the Réviseur d'Entreprises Agréé that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Bank's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Bank's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé. However, future events or conditions may cause the Bank to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and to communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

From the matters communicated with those charged with governance, we determine those matters that were of most significance in the audit of the annual accounts of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

We have been appointed as Réviseur d'Entreprises Agréé by the Board of Directors on March 9, 2018 and the duration of our uninterrupted engagement, including previous renewals and reappointments, is 44 years.

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with legal requirements.

We confirm that the prohibited non-audit services referred to in the EU Regulation No 537/2014, on the audit profession were not provided and that we remain independent of the Bank in conducting the audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de Révision Agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'Entreprises Agréé
Partner

March 8, 2019

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。